

# 第2次高島市男女共同参画プラン (改訂版)

ともに思いやり支えあう、  
「おっきん」でつながるまち たかしま

高 島 市  
令和4年3月

# 目次

## 第1章 プランの基本的な考え方

1. プラン策定の背景	1
1) 高島市の動き	1
2) 滋賀県の動き	1
3) 国の動き	2
4) 世界の動き	3
2. プランの基本理念	4

## 第2章 プランの概要

1. プランの性格	5
2. プランの期間	5
3. プランの体系	6
1) 体系図	6
2) 重点課題の視点	7
4. プランの進め方	9
1) エンパワーメントとパートナーシップによる男女共同参画の推進	9
2) 中核施設の整備	10

## 第3章 プランの内容

基本目標1 家庭・地域における男女共同参画の推進	11
基本目標2 働く場における男女共同参画の推進	18
基本目標3 男女の人権尊重と安心して暮らせる社会づくり	27
基本目標4 プランの推進体制の構築と連携の推進	38

## 資料編

1. プラン策定までの経過	45
2. 高島市男女共同参画推進懇話会設置要綱	47
3. 高島市男女共同参画推進懇話会委員名簿	49

用語解説	50
------	----

# 第1章 プランの基本的な考え方

## 1. プラン策定の背景

### 1) 高島市の動き

古来よりの風習や男性主導の地域運営などから、男女共同参画に対する意識が希薄な地域性が感じられる中、平成17(2005)年の合併を機に市民の力で高島市男女共同参画推進協議会が設立され、行政としても平成17年度に男女共同参画に関する市民・事業者などの意識や実態を把握するため、「男女共同参画に関する市民・事業者アンケート調査」を実施するとともに、同アンケート調査の結果等を踏まえて、高島市男女共同参画推進懇話会において、今後の高島市における男女共同参画社会実現についての検討が重ねられました。

そして、平成19(2007)年に、高島市男女共同参画推進懇話会での検討を経て、「わたしもあなたもいのち輝くために、ともに思いやり支えあうまち、たかしま」を基本理念とした「高島市男女共同参画プラン」を策定し、男女の人権が互いに尊重され、一方の性だけに負担がかかりすぎず、人として豊かに生きることができる男女共同参画社会を目指して様々な取り組みを進めてきました。

また、「高島市働く女性の家」を男女共同参画推進の中核施設として位置付け、市民一人ひとりが男女共同参画の意識を高められるよう、学習や相談、情報発信および活動・交流拠点として充実を図りました。

平成23(2011)年度にプラン策定から5年が過ぎ、社会や経済の情勢が大きく変化し、ニーズも多様化する中で、新たな課題に対応するため「改訂版高島市男女共同参画プラン」を策定しました。

平成28(2016)年度に初期プランの計画期間の満了とともに、「女性活躍推進法」など新たな法律に対応するため「第2次高島市男女共同参画プラン」を策定しました。このプラン策定にあたっては、平成27(2015)年度実施した「男女共同参画に関する市民・事業者アンケート調査」の結果をプランに反映させることにより、性別による役割分担意識にとらわれず、個性と能力が発揮できる社会の実現に向けた取り組みを進めました。

今回、第2次プランの策定から5年が経過し、社会情勢を踏まえた国県の男女共同参画に関する計画策定の動きやSDGsといった国際的な目標の中でジェンダー平等が掲げられる動きなどがあったことを踏まえ、「第2次高島市男女共同参画プラン（改訂版）」を策定します。

### 2) 滋賀県の動き

滋賀県においては、昭和61(1986)年に、近江八幡市に女性の自立と社会参加のための拠点施設「滋賀県立婦人センター」（平成14(2002)年、「滋賀県立男女共同参画センター」に改称）が開設され、女性の主体的・実践的な活動への支援整備がされました。

平成11(1999)年の「男女共同参画社会基本法」の公布・施行を機に条例制定の気運が高まり、平成13(2001)年に、滋賀県男女共同参画懇話会から「男女共同参画社会の早期実現のための新たな

な方策」についての提言があり、これを受けて同年に「滋賀県男女共同参画推進条例」が制定され、翌年4月に施行されました。

平成14(2002)年には、条例に基づく滋賀県男女共同参画審議会を設置し、同年に同審議会から滋賀県男女共同参画計画の策定にあたっての基本的な考え方についての提言があり、これを受けて平成15(2003)年3月に「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン(改訂版)～」、平成20(2008)年2月には「パートナーしが2010プラン～第2次改訂版～」、平成23(2011)年3月に「新パートナーしがプラン」、平成28(2016)年3月に「パートナーしがプラン2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画」が策定されました。

そして、次のプラン策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の社会的影響を分析・検討するため、当初策定予定から1年延ばして、「パートナーしがプラン2025～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画」として令和4(2022)年に策定され、「一人ひとりが幸せ感じる滋賀へー男女共同参画で変わる誰一人取り残さない、持続可能な未来を目指してー」という目標をもって、男女共同参画社会の形成に向けた施策が進められています。

### 3) 国の動き

国においては、昭和52(1977)年に初の「国内行動計画」が策定され、以後、国連を中心とした国際的な動きを受けて、差別撤廃に向けた取り組みが進められてきました。昭和60(1985)年に「女性差別撤廃条約」、平成7(1995)年に「家庭的責任を有する労働者条約(ILO156号条約)」が批准されました。

平成11(1999)年には、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。この法律は、男女共同参画社会の実現をわが国の社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野における取り組みを総合的に推進していくことを目的としています。

平成12(2000)年には、「男女共同参画社会基本法」に基づき「男女共同参画基本計画」が、平成17(2005)年には「男女共同参画基本計画(第2次)」が、平成22(2010)年には、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。これ以降、女性活躍の動きが拡大し、女性の社会参画拡大の動きを更に加速するため、平成27(2015)年「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。令和2(2020)年12月に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、男女共同参画社会の形成の促進のための施策の推進が図られています。

そして、平成27(2015)年9月に女性管理職の割合に数値目標を義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が策定され、これに併せて「女性活躍の推進に関する基本方針」を定め、少子高齢化、人口減少が進む中、女性の活躍を推進し、労働力不足による社会の活力低下を防ぐとともに、「行動計画」の策定と公表の義務付けによって、女性登用の促進を一層図ることとされました。また、令和元(2019)年6月に女性活躍推進法が一部改正され、民間企業等が職場の女性の活躍に関する状況把握や課題分析をした上で策定する事業主行動計画の策定義務が、常用労働者101人以上の企業まで拡大されました。

政治分野においても、平成30(2018)年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、国や地方の議員選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指しています。

#### 4) 世界の動き

国連では、昭和50(1975)年を「国際婦人年」とし、それに続く10年を「国際婦人の10年」と定め、それ以降、女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な行動が進められてきました。

昭和55(1980)年には、コペンハーゲンで開かれた世界女性会議において、「女性差別撤廃条約」に日本を含む57カ国が署名をし、各国が批准に向けて国内法などの整備が行われました。

その後、昭和 60(1985)年のナイロビでの世界会議において 10 年間の評価を行い、成果をさらに継続させるための「ナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成 7 (1995)年に北京で開かれた世界女性会議では「ナイロビ将来戦略」の見直しと重大問題領域における女性のエンパワーメントについての課題として「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。さらに、平成 12(2000)年にニューヨークで開かれた国連特別総会「女性 2000 年会議」では、男女平等の実現を誓った「政治宣言」とともに、「北京宣言及び行動綱領」の実施促進のための「更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)が採択されました。

平成 17(2005)年には、第 49 回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)において「北京宣言及び行動綱領」及び「成果文書」を再確認する政治宣言が採択され、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを推進していくことが確認されました。

平成 23(2011)年 9 月には、APEC エコノミーにおける女性の経済的エンパワーメントを促進するために、民間セクターと政府セクターが対話を行う初の会合「APEC 女性と経済サミット」が開催されました。

平成 24(2012)年 3 月には、第 56 回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」が採択され、女性や子ども、高齢者、障がい者等の弱い立場にある人々への配慮とともに、女性のエンパワーメントの必要性が示されました。

平成 27(2015)年に国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、2030 年までの持続可能な社会を実現するための国際指標である SDG s において「ジェンダー平等の実現」が目標の一つとして掲げられました。

諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、世界経済フォーラムが令和 3 年に公表した各国の男女格差を測る指標である「ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)」では、日本は 156 か国中 120 位と低く、特に、政治や経済分野の取組の遅れにより、国際的に大きな差を挙げられています。

## 2. プランの基本理念

### 基本理念

ともに思いやり支えあう、「おっきん」でつながるまち たかしま

女性も男性も、大人も子どもも、高齢者も乳幼児も、介護される人も介護する人も、障がい者も健常者も、外国籍住民も日本国籍住民も、異性愛者も同性愛者も、そして高島市に生きるすべての人々が生き生きと暮らすためにわたしたち高島市民ができることはなんでしょうか？高島市のすべての人々が自分の生き方に自信を持ち一緒に責任を担って活動する、「参画する」ことが必要であると考えます。

参画するためには、すべての人々がさまざまな状況において自分の思っていることを言えることが大切です。しかし女性はこれまで、男性が中心になって活動する場面（仕事や地域の寄り合いなど）で、自由に意見を言えるような状況にはありませんでした。家庭の中でも女性が働くことと家事育児について自由に意見を言える状況にはありませんでした。でも逆に男性も職場で「仕事よりも家族を優先したい」と言える状況ではなかったのではないのでしょうか。

こうした自由に意見が言えない状況は「自分が悪いから」「自分ひとりだけが思っているから」「意見を言っても無視されるから」と当事者が思っているところに起こります。私たちはこうした意見を言えない人々を「思いやり支えあう」ことによって、自分に自信を持ち意見を伝える勇気を与え合うところから男女共同参画を始めたいと思います。

そして、相手に感謝し、思いやり支えあう気持ちの言葉ー「おっきん」を言いあうことで、誰もが自由に意見を交わすことができる、心と心がつながるまちの実現を目指します。

## 第2章 プランの概要

### 1. プランの性格

「第2次高島市男女共同参画プラン」は、男女共同参画社会の実現をめざす総合的な計画として、本市が実施すべき施策の基本的な方向や内容、さらに市民や企業などの取り組みを明らかにするものです。

本プランには、男女共同参画社会の実現に直接的に関係するもののほか、その実現を円滑に進める社会的条件の整備や環境づくりに関するものも含まれています。また、原則として本市が主体的に実施する事業を中心としていますが、国や滋賀県、その他関係機関との連携や市民の参画・協力により推進していく施策も含まれています。

さらに、本プランは、国や滋賀県の計画および「第2次高島市総合計画」をはじめとする市の諸計画、「男女共同参画に関する市民・事業者アンケート調査」の結果を踏まえて策定するものであり、施策を総合的に行っていく上で基本的指針となるものです。

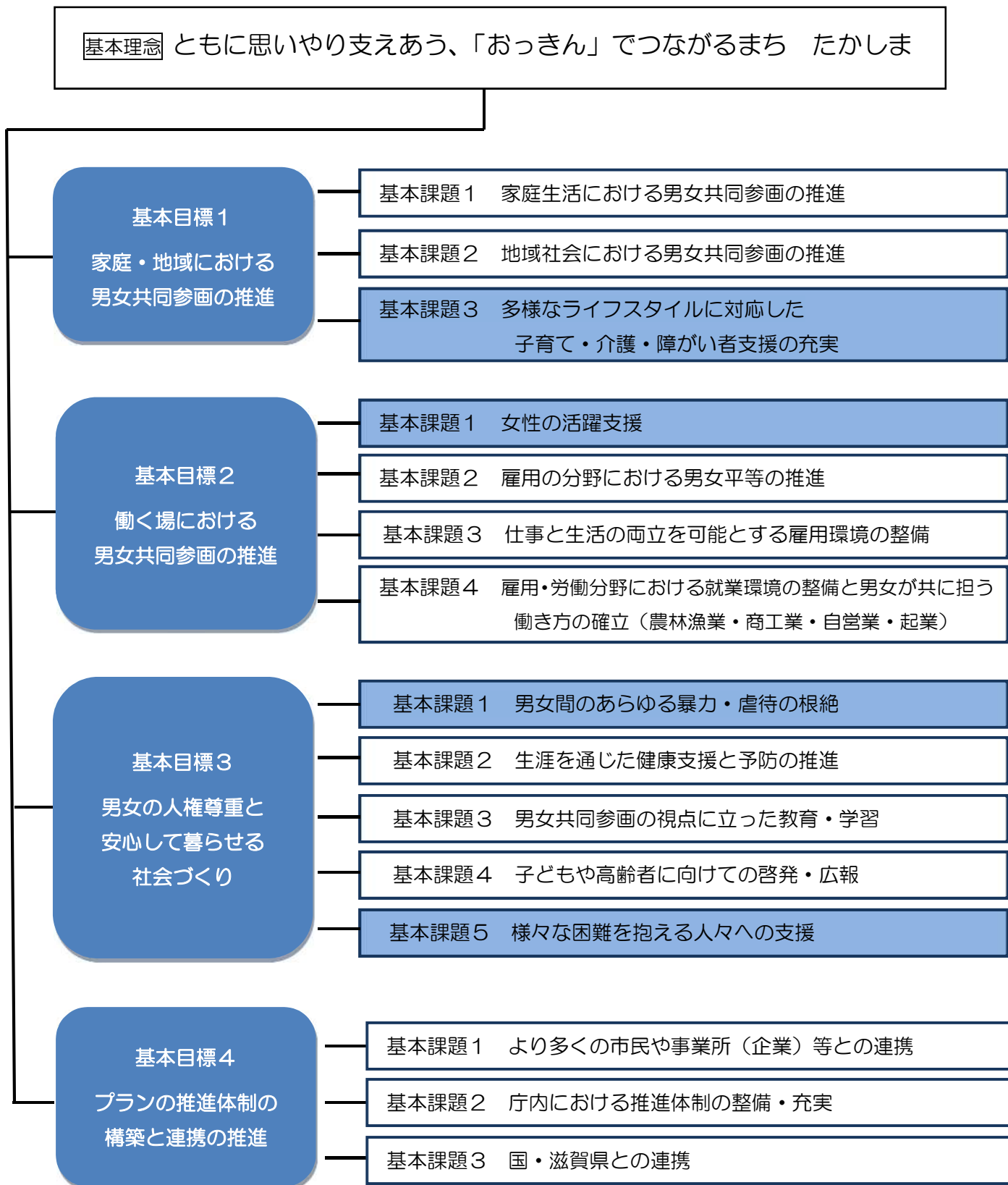
なお、この計画の基本目標2基本課題1「女性の活躍支援」にかかる施策・事業計画は、「女性の職業生活における活躍の推進計画」、および基本目標3基本課題1「男女間のあらゆる暴力・虐待の根絶」にかかる施策・事業計画は、「DV防止法の市町村における基本計画」として位置付けています。


### 2. プランの期間

プランの期間は、平成29(2017)年度から、令和8(2026)年度までの10年間で、今回の改訂版は令和4年度以降の5年を対象としています。なお、今後も社会情勢に対応した適切な施策を推進していくため、必要に応じて適宜プランの内容の見直しを実施します。

### 3. プランの体系

#### 1) 体系図



 は重点課題（計画を推進するために優先的に取り組む基本課題）



## 2) 重点課題の視点

### ■多様なライフスタイルに対応した子育て・介護・障がい者支援の充実

今日の社会では、人々の働き方そして生活の仕方が多様化しつつあります。夜間勤務、単身赴任はもとより、事実婚、専業主夫、ひとり親家庭は特異な事例ではなくなってきました。また、老老介護や身寄りのない障がい者の支援、性的マイノリティー（少数者）の人たちへの支援などが新たな課題となってきました。さまざまな人々の子育て・介護・障がい者の支援を考えるためには、多様なライフスタイルに対応した支援を行っていく必要があります。今回の市政モニター調査結果では、今後の高島市に求めることとして「保育施設・保育サービス・高齢者や病人の施設・介護サービスの充実」という回答が2番目に多くなっており、施設・サービスの充実面での支援を求めていることがわかります。

これまでは主に子育てや介護を行っている女性に対して支援がなされてきました。しかし多様なライフスタイルに対応し、女性だけでなく男性や地域の人々などさまざまな人々が利用可能な支援策を検討する必要があります。すべての人々が生き生きと暮らすために、子育て・介護をしている方や障がい者である男女が「思いやり支えあう」ことで子育てや介護について自由に意見を言える状況を作ることが必要です。また、子育てや介護については地域社会や事業所の協力が必要です。地域社会が子育てや介護に対する役割を見直し、男女共同参画の視点から地域社会の男女すべてが子育てや介護・障がい者に対して何が出来るのかを話し合える環境づくりが求められています。

また、事業主が男女共同参画の視点から、男女の仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）や障がい者・高齢者の雇用など、地域での子育て・介護・障がい者の支援に関して何が出来るのかを考えることが大切です。

### ■女性の活躍支援

男女共同参画社会を築くためには、さまざまな場面で男女がお互いに意見を出し合い、そこで決まったことに責任を持つことが必要です。そのためには女性男性に関わらず働く場や家庭、地域社会、社会活動において責任を担う立場につくことが必要です。

しかしながら、市政モニター調査結果から見ると、多くの場面においてまだ女性が責任ある立場を担っている状況にはありません。特に、働く場において女性リーダーが増えない要因として、男女ともに「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではない」「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではない」という回答が多く、女性側は「労働の環境などが改善されていないため」「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しない」と考え、男性側は「女性自身がリーダーになることを希望しないため」と考えるなど、性別による意見の違いがみられます。こうした状況は性別役割分担意識により「女性にのみ仕事と家庭の両立が求められる」ことや、「出しゃばってはいけない」と女性が遠慮しがちであることと同時に、男性たちも「女には任せられない」と思っているところにあるのではないのでしょうか。

女性活躍推進法の施行もあり、今後ますます女性が活躍できる社会が求められています。そのためには自らの能力を必要以上に低くとらえてしまう女性たちを「思いやり支えあう」ことで支援し、女性が働く場面や、地域社会において意見を出すことができるようになることが求められています。

さらに男性たちが、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を行い、長時間労働の改善を行うなど、これまでの男性中心の働き方にも改革が求められています。

## ■男女間のあらゆる暴力・虐待の根絶

自分以外の誰かを思い通りにするために暴力という手段を使うことは、今日のさまざまな社会においてもいまだに見られる現象です。殴る蹴るといった手段以外に、暴言を吐く、無視するなどの手段が見られます。こうした暴力が親しい人々、特に男女の間で行われるのがドメスティックバイオレンス（家庭内暴力：DV）です。また、社会的に弱い立場にある高齢者や障がい者、子どもへの暴力が、高齢者虐待や障がい者虐待、児童虐待です。

特に女性は、腕力の差や、経済的な依存、妻は夫に従うべきであるなどの意識から、親しい関係にある夫や恋人から暴力を振るわれても「自分に何か落ち度があったから暴力を振るわれたに違いない」と考え、我慢をしてきました。調査結果でもDVを相談した人はDVを受けた人の約半数にとどまり、相談しなかった理由も「相談しても無駄だと思ったから」「相談するほどのことではなかったから」が最も高くなっています。こうしたDV被害者に対して「思いやり支えあう」ことで自分に自信を持ち、DVから逃れ立ち向かう勇気を持つための支援が緊急に求められています。

また、こうした暴力を肯定する社会は、さらに弱い立場にある人々に対する虐待を招きます。「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識の中では、子育てや介護の責任は女性に偏りがちです。子育てや介護を担う女性が「思いやり支えあう」ことによって自分たちの要求を言えるようになること、その要求を受けとめ支援に生かすことが求められています。

さらには、地域社会、学校、事業所などが、「あらゆる暴力は犯罪であり人権問題である」ことを理解し、誰かを思い通りにするよりも一人ひとりと協力することの大切さを学ぶことが必要です。

## ■様々な困難を抱える人々への支援

働くことを通じた自己実現や経済的な自立は今日の社会を生きる私たちにとって非常に重要です。しかし、長期の景気変動や全従業員の約4割を占めるようになった非正規雇用の増加、さらに新型コロナウイルス感染症のパンデミックによって、不安定な労働状況に悩む人、長時間労働による過労やストレスによってうつ病などの精神的な状況の悪化に悩む人、大人の引きこもりや孤立者、少額な年金で生活しなければならない高齢者など、様々な困難を抱える人々が増加しています。

特に様々な困難を抱える女性は、これまで「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識の中で、「仕事がなければ結婚して家庭に入ればいい」「結婚している女性の仕事は家計補助であるパートタイムで十分である」などの考え方の中で、生活困窮状況にある男性に比べて、見えない状況にありました。こうした女性たちがコロナ禍の中より生活困窮状況に陥っています。他にも高齢の女性、障がいのある女性など、すべての女性が自己実現を図るためには、「思いやり支えあう」ことで自分に自信を持ち、自己実現に向けて行動する勇気を与え合う支援が求められています。また、様々な困難を抱える人々の家族にも支援が必要です。貧困や虐待を受けた高齢者や障がい者、子どもたちが安心して生活できるような場を提供できるように支援するとともに、「思いやり支えあう」ことによって、自立した生活ができることが求められています。

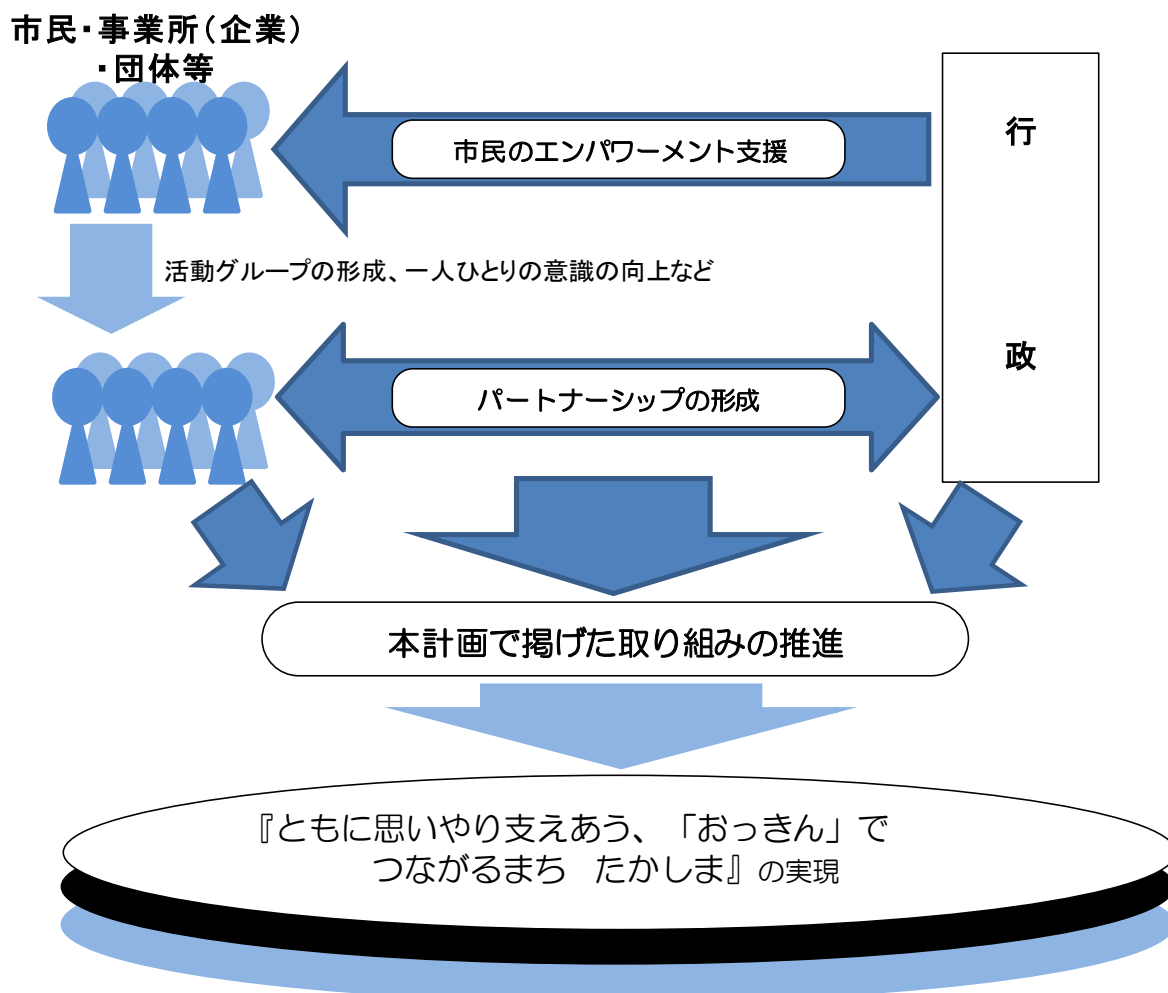
さらには、男性中心の働き方を見直すことも必要です。これまで男性たちは、競争社会の中で長時間労働などが当たり前だと考えてきました。そしてその労働慣行から脱落したのは自己責任であると考えてきました。しかし、こうした考え方が様々な困難は自己責任で抱えることになったのだとして様々な困難を抱える人々を切り捨てると同時に、男性自身も仕事中心の長時間労働から逃れることができなくなっているのではないのでしょうか。多様な働き方が認められる社会になるためには男性自身の生き方・働き方の改革も求められています。

## 4. プランの進め方

### 1) エンパワーメントとパートナーシップによる男女共同参画の推進

高島市では、『ともに思いやり支えあう、「おっきん」でつながるまち たかしま』を実現するため、女性のエンパワーメントの支援はもとより、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての市民のエンパワーメントの支援を進めることで、市民をはじめとする地域の各種団体・事業所（企業）等と行政がパートナーシップを形成し、本計画で掲げる取り組みを推進していきます。

#### 【男女共同参画の推進イメージ】

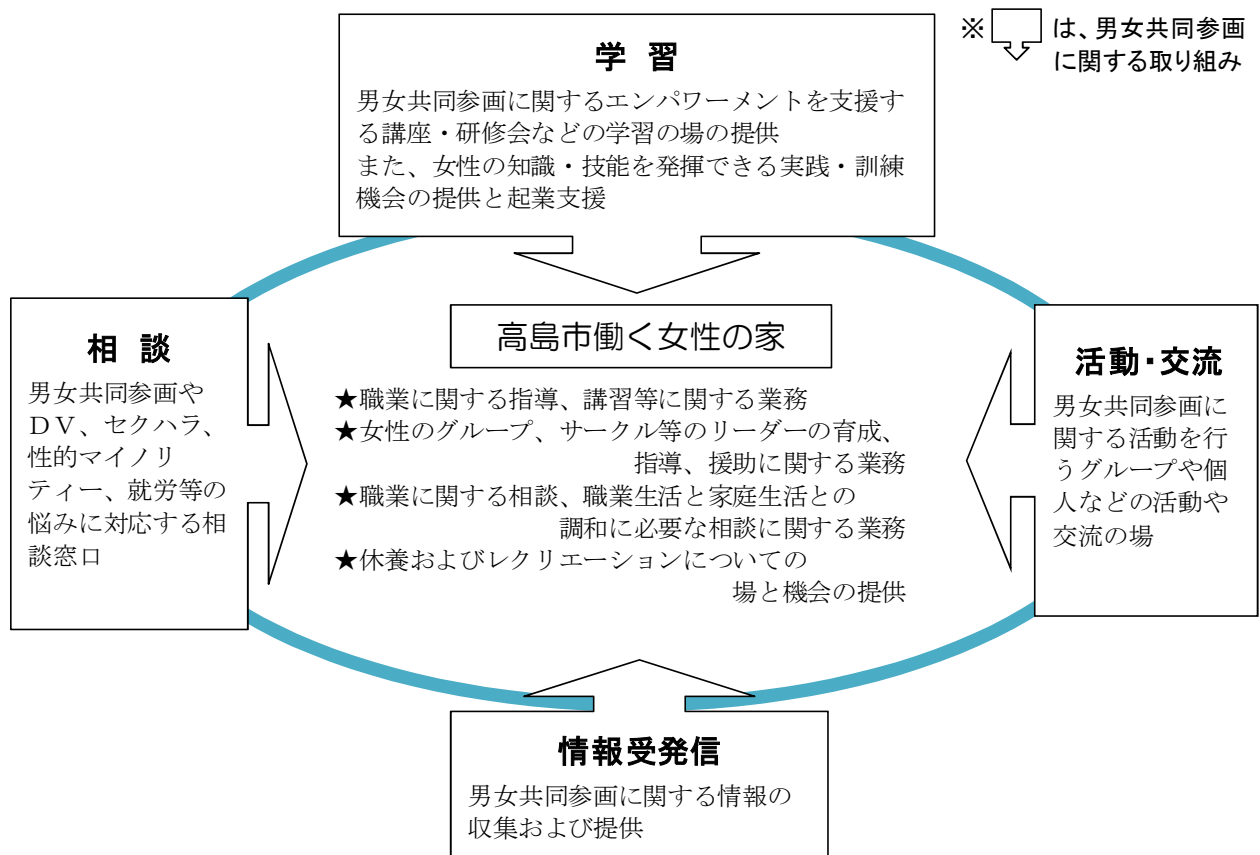


## 2) 中核施設の整備

エンパワーメントとパートナーシップによる男女共同参画を推進していくためには、啓発や学習活動、情報受発信や市民活動の拠点となる中核施設が必要となります。

高島市では、「高島市働く女性の家」を男女共同参画推進の中核施設として位置付け、女性の就労促進等を目的とした業務に加えて、男女共同参画に関する幅広い取り組みを推進します。市民の意見を反映しながら、男女共同参画を推進する拠点としてハード・ソフト両面での環境整備を進めます。

### 【高島市働く女性の家（愛称：ゆめぱれっと高島）のイメージ】



### 主な目的

1. 女性が持つ特性や能力を職場や地域社会で十分に發揮できるように学習機会を提供し、女性の社会進出を応援します。また、各種活動の促進や起業等、女性が自らの目標の実現を目指して、知識や技術を發揮する実践・訓練の機会を提供します。
2. 悩みを持つ男女が悩みを打ち明けられる場所、また同じ悩みや課題を持つ男女が集える場所を提供します。
3. 市民一人ひとりが男女共同参画の意識を高められるよう、情報発信の場の提供や図書整備をします。
4. 男女共同参画に関する活動を行うグループ等や個人の育成、支援を行います。

### 高島市働く女性の家（愛称：ゆめぱれっと高島）

住所：〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津 1640 番地

電話・FAX：0740-22-5775

# 第3章 プランの内容

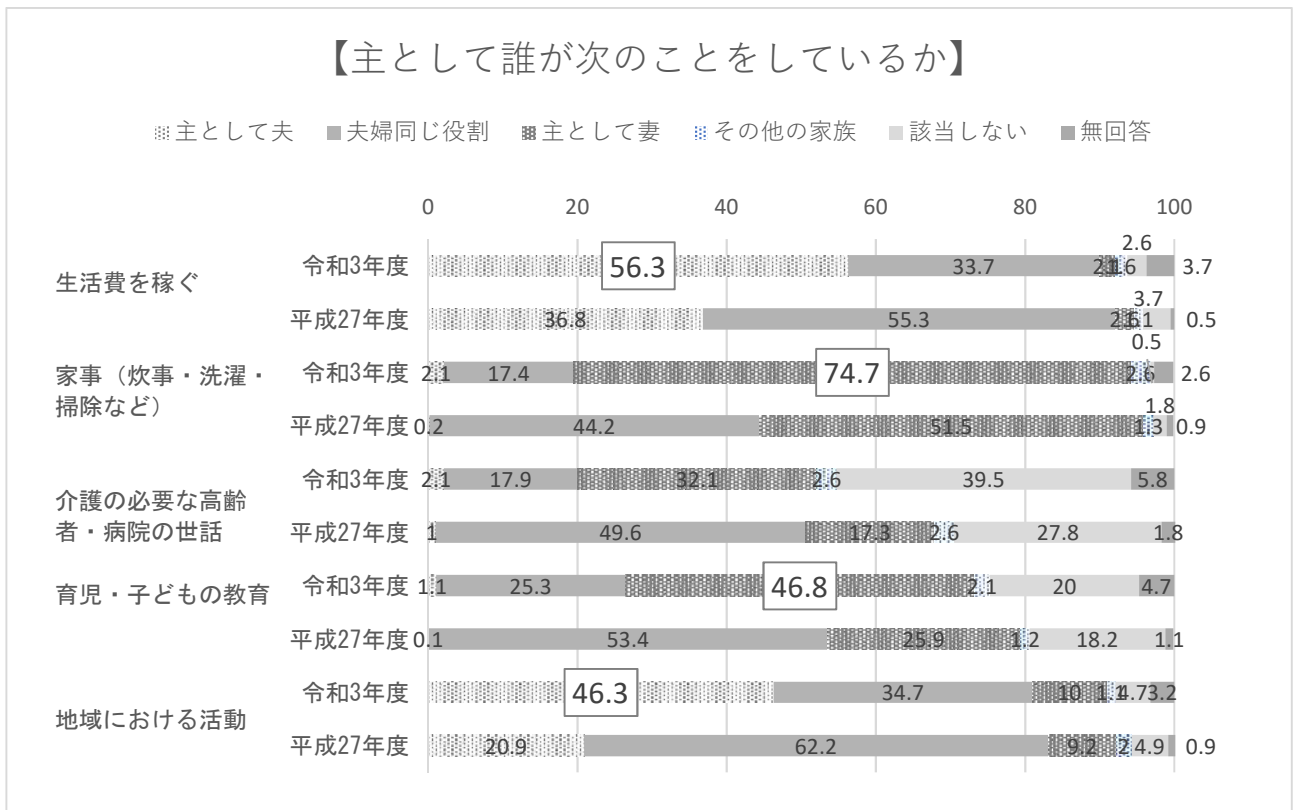
## 基本目標 1 家庭・地域における男女共同参画の推進

### 現状と課題

少子高齢化、家族形態の多様化が進む中で、男女共同参画社会の推進に向けて、男女がともに仕事、子育てや介護などの家庭生活や地域活動に関われる環境を整備することは重要な課題です。

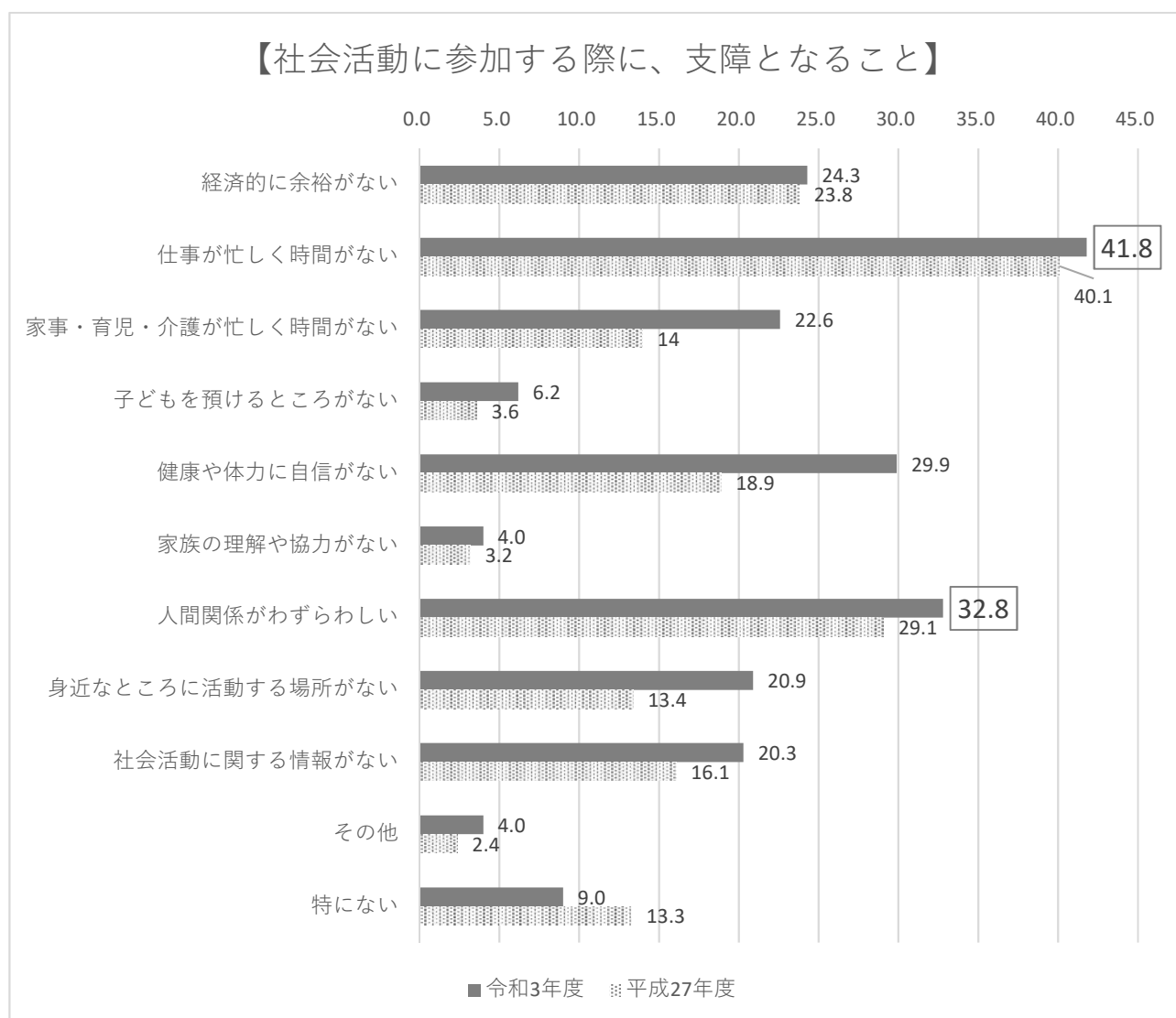
令和3年度に行った市政モニター調査において、「次の『ことがら』について、あなたのご家庭では主に誰が行っていますか」との質問に対する回答では、ほかの項目に比べ、「生活費を稼ぐ」については「主として夫」の割合が高く56.3%、家事（炊事・洗濯・掃除など）に関しては「主として妻」の割合が高く74.7%となっており、依然として日常生活における固定的な役割分担が存在していることが分かります。

調査手法は異なり比較は難しいのですが、平成27年度調査と比較すると、「生活費を稼ぐ」「地域における活動」において「主として夫」が、「家事（炊事・洗濯・掃除など）」「育児・子どもの教育」について「主として妻」が増加しており、日常生活における固定的な役割分担が強くなっていることが推測されます。また、性別でみると、女性は男性より「生活費を稼ぐ」において「夫婦同じ程度の役割」と回答している割合が多くなっている一方、「家事（炊事・洗濯・掃除など）」「育児・子どもの教育」については「主として妻」と回答している割合が多くなっており、家事・育児において固定的な役割分担が強くなっていることが考えられます。



令和3年度市政モニター調査によれば、何らかの社会活動に参加している人の割合は64.9%と平成27年度市民意識調査と比較して8.3%増加しています。「あなたが、社会活動に参加する際に、支障となることは何でしょうか」との質問に対する回答では、「仕事が忙しくて時間がない」の割合が41.8%と最も高く、次いで「人間関係がわずらわしい」の割合が32.8%、「健康や体力に自信がない」の割合が29.9%となっています。また、平成27年度調査と比較して「健康や体力に自信がない」が増加しています。

性別でみると、女性は男性と比較して「健康や体力に自信がない」「家事・育児・介護が忙しくて時間がない」の割合が高く、男性は女性と比較して「仕事が忙しくて時間がない」の割合が高く平成27年度調査と同様の結果になっています。



以上から、家庭生活において「男は仕事、女は家庭」という日常生活における固定的な役割分担の存在が課題となっており、また地域生活においても固定的な性別役割分担による意識を取り除くことが課題となっています。

●基本目標 1 における数値目標

指標	現況値（令和 3 年度）	目標値（令和 8 年度）
「主として誰が次のことをしているか」の「家事（炊事・洗濯・掃除など）」について、「夫婦同じ役割」と回答した人の割合（市民意識調査）（※ 1）	17.4%	50.0%
働く女性の家における男性を対象とした家事・子育て・介護等セミナーの開催回数（※ 2）	14回	20回

（※ 1）「現状と課題」の分析において、実際の各家庭の家事の担い手を確認するための指標となっており、性別によらず家事・育児等を担う家庭の割合を高めるための目標

（※ 2）男性が家事・子育て・介護等に関わるためには知識・技能の向上が必要であることから、それらを学ぶことによって、性別によらず家事・育児等を担う家庭の割合を高めるための目標

## 基本目標 1

### 基本課題 1 家庭生活における男女共同参画の推進

子育て・介護・家事などの家庭生活を男女がともに担っていくという視点から検討し、その環境整備に努めます。

また、地域社会において子育て・介護を支援する仕組みづくりを行うとともに、「男性が家庭生活に関わることは特別ではない」「女性が家事をするのは当たり前ではない」「子育て・介護を地域で支え合う」という意識を市民、事業所や社会全体に浸透するための啓発活動を推進します。

#### 行政の取り組み

施策の方向	担当課
男性が働き方を見直し、仕事だけでなく、家庭や地域活動においても活躍できるように、男性を対象とした家事・子育て・介護等セミナーの開催に努めます。 また、女性が家事をするのが当たり前だと思える意識を変えるため、家庭生活を共に協力して行うことの大切さを伝える啓発を行います。	働く女性の家
男性に育児参加の楽しさや大切さ・乳幼児期の特性などを伝える機会を設け、男性の育児参加など男女が共同で子育てを行う地域社会づくりを推進します。	健康推進課 子育て支援課 社会教育課
子どもたちが男女の区別なく食事や掃除など、自分たちの身の回りのことを自ら行い、基本的な生活習慣を身につけることにより、自立した社会生活を送ることができる力を育てます。	学校教育課 社会教育課 (地域教育連携室)

#### 市民や企業の取り組み

- 男性の家庭生活への参画について、男女ともに認識を深めましょう
- 男性も家事・子育て・介護などができるように、必要な技術を習得しましょう
- 女性に負担が集中することなく、家族みんなで協力して家事、子育て、介護などをしましょう
- 家事・子育て・介護について、家族で話し合う機会を持ちましょう
- 事業所（企業）は、すべての人が育児・介護休業制度を利用しやすい環境を整えましょう
- 事業所（企業）は、労働者が仕事と子育て・介護の両立が図れるように、また、家庭生活への関与が容易にできるように、労働時間の適正化やフレックスタイム就業制度などの充実に努めましょう



## 基本目標 1

### 基本課題 2 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会の一員として、すべての人が地域活動に参加、参画できるようにボランティア団体やNPOなど地域活動団体の育成や支援・啓発活動、情報の提供、環境整備に努めます。

#### 行政の取り組み

施策の方向	担当課
いろいろな分野に精通した市民活動団体の育成、またその団体同士をつなぐネットワーク構築に向けて、関係機関の連携を強化します。 子ども・子育て支援新制度の地域子ども・子育て支援事業の活用により、地域での子育て支援機関等の連携を一層図ります。	市民協働課 人権施策課 子育て支援課
世代間交流事業や異年齢児交流等の事業を通し、保育園・幼稚園・認定こども園等における地域交流活動の一層の充実に努めます。	子育て支援課
地域全体で子どもから高齢者まで支援が必要な人を支えあう意識づくりを進めるため、地域福祉活動を推進し、女性や特定の人に偏らない介護、多世代の人が参加する地域支え合いの活動を支援します。	社会福祉課 地域包括支援課
女性が地域社会の中で活躍・活動している事例を紹介したり、またモデル地区を選定して重点的に推進を行います。	市民協働課 人権施策課 働く女性の家
防災分野に女性の視点を取り入れ、防災計画作成・防災に関する活動に積極的な女性の参画を推進し、避難場所や災害ボランティア活動などの場において、女性の視点からの配慮がなされるよう努めます。	防災課
市内観光施設において、女性が快適に安心して使える施設（例 トイレなど）の整備を行います。	観光振興課

#### 市民や企業の取り組み

- 地域活動に積極的に参加、参画し、地域社会を活性化させましょう
- 自分の地域を見直し、地域での助け合い、思いやりの意識を高めましょう
- 事業所（企業）は、労働者が仕事と地域活動の両立が図れるように、労働時間の短縮やフレックスタイム就業制度の充実に努めましょう
- 女性は地域の防災・防犯活動に積極的に参加、参画しましょう
- 地域の防災・防犯活動が男性に偏らないように心がけましょう
- 今一度、防災・防犯活動などの社会活動においてともに意見を出し合いましょう
- 商工会や社会福祉協議会等の団体の広報を活用しましょう

## 基本目標1

### 基本課題3 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護・障がい者支援の充実 (重点課題)

多様なライフスタイルに対応した子育て・介護・障がい者支援策の内容を、「女性への負担を軽減し、男女がともに担っていく」という視点から検討し、そのための環境整備に努めます。

また、多様なライフスタイルに対応するために、各種行政サービスの充実を図るとともに、地域社会において子育て・介護・障がい者を支援するしくみ作りを通して、家族や個人がすべてを担う現状から、家族を含めた社会全体で担う子育て・介護・障がい者支援の展開を目指します。

#### 行政の取り組み

施策の方向	担当課
地域社会において子育て・介護・障がい者を支援する仕組み作りについて、啓発活動を行います。	市民協働課 人権施策課
育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が気軽に利用できる市民による地域での互助支援の仕組み作りに努めます。	働く女性の家
障害者相談支援センターを充実し、男女の区別なく、他の相談機関との連携を取ることで多様なニーズに応えられるよう相談支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課
関係機関との連携により、在宅介護を支援するとともに、仕事や子育てと介護の両立を支援する相談窓口の充実を図ります。	地域包括支援課
多様化する保育ニーズに対応するため、一時保育、延長保育、低年齢児保育等の保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課
小学校の空き教室や公共施設の活用または民間施設の借受等を検討し、各小学校校区に1か所ずつ学童保育所を開設することを目指し、安全な生活の場・遊び場の確保に努め、放課後児童健全育成事業の充実を図ります。	子育て支援課
高島市民病院内の病児保育室が、市民にさらに使いやすいものとなるよう努めます。	子育て支援課
障がい児保育・特別支援教育を実施する保育園・幼稚園・認定こども園等で加配保育士等を配置するなど、受入体制の整備を一層推進するとともに、保育士・幼稚園教諭に対する研修内容の充実を図ります。	子育て支援課
男性介護者が増加していることから、男性介護者特有の悩みや介護知識を共有する場への参加促進を図ります。	地域包括支援課
地域全体で子どもから高齢者まで支援が必要な人を支えあう意識づくりを進めるため、地域福祉活動を推進し、女性や特定の人に偏らない介護、多世代の人が参加する地域支え合いの活動を支援します。	長寿介護課

## 市民や企業の取り組み

- 男女共同参画に関する講演会やフォーラム、イベントに積極的に参加・参画し、またグループ活動を通じてエンパワーメントに努めましょう
- 積極的に地域活動に参加しましょう
- 地域社会は高齢者や障がい者を孤立させないように協力しましょう
- 子育てや介護、障がい者を支援する相談窓口などのサービスについて理解を深め、自分のライフスタイルに合ったサービスを有効に活用しましょう
- 子育てや介護について、家族で話し合う機会を持ちましょう
- 地域社会における子育て・介護・障がい者支援に理解を深め、地域での支援に対する取り組みや、世代間交流、障がい者との交流などに積極的に参加、参画しましょう
- 事業所（企業）は地域の一員として、地域での支援に対する取り組みや、世代間交流、障がい者との交流などに積極的に参加、参画しましょう

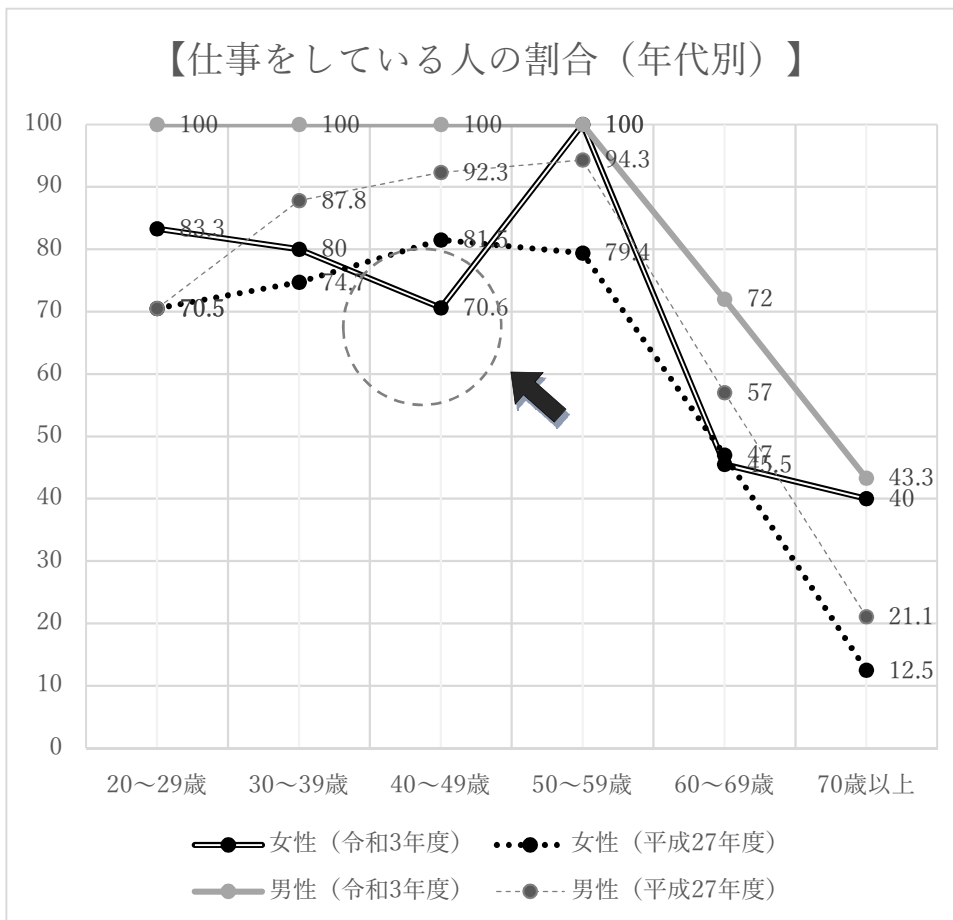
## 基本目標2 働く場における男女共同参画の推進

### 現状と課題

働くことは人々の自己実現や経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会づくりにおいて、就業環境の整備は極めて重要な課題となっています。特に女性活躍推進のために、男性中心の労働環境の変革が求められています。

令和3年度に行った市政モニター調査において、「仕事をしているかどうか」について性別年代別にみると、女性の「仕事をしている」割合については、平成27年度調査では「M字カーブ」がみられなくなりましたが、令和3年度では40～49歳に「仕事をしている」の割合がいったん低くなり、いわゆる「M字カーブ」の高年齢化が見られました。女性の出産・子育ての高年齢化が懸念されます。

男性の「仕事をしている」割合は女性に比べると高く、ほぼ100%となっています。一方、女性の40～49歳の「仕事をしている」人の割合は70.6%と平成27年度補比較して10%低下しています。



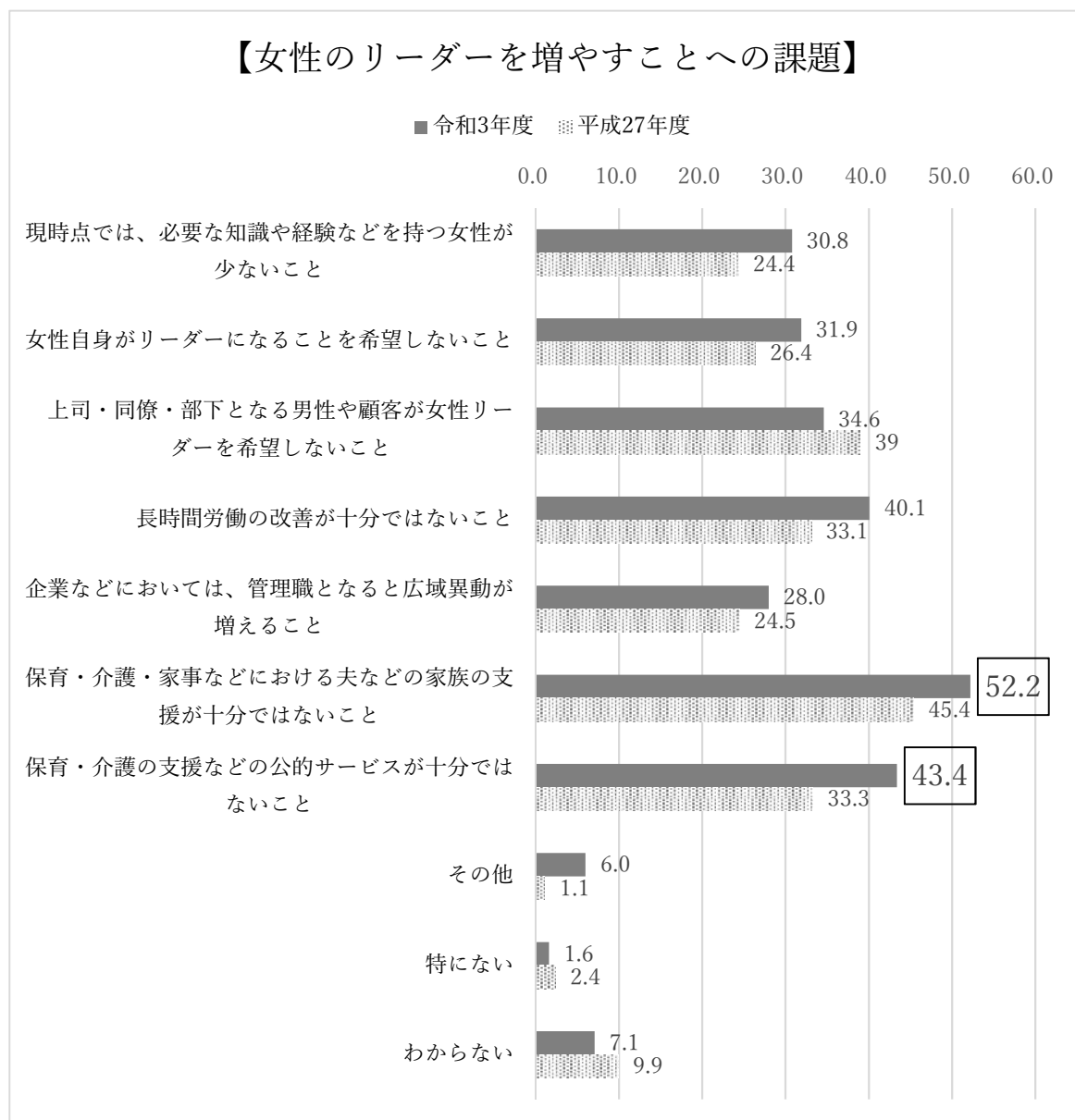
#### ※M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山（アルファベットのMのような形）になることをいいます。

令和3年度に行った市政モニター調査において、「女性のリーダーを増やすことへの課題は何だと思いますか」との質問に対する回答では、「保育・介護・家事に対する夫などの家族の支援が十分ではない」の割合が52.2%と一番高く、次いで「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではない」の割合が43.4%、「長時間労働の改善が充分ではない」の割合が40.1%と続きます。

平成27年度調査と比較すると、「保育・介護・家事に対する夫などの家族の支援が十分ではない」「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではない」「長時間労働の改善が充分ではない」の割合が高くなっています。

性別でみると、女性は男性に比べて「保育・介護・家事に対する家族の支援が十分ではない」「職場の男性や顧客が女性リーダーを希望しない」「長時間労働の改善が十分ではない」「保育・介護の支援など公的サービスが十分ではない」の割合が高くなっています。一方、男性は女性に比べて「現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと」の割合が高くなっています。

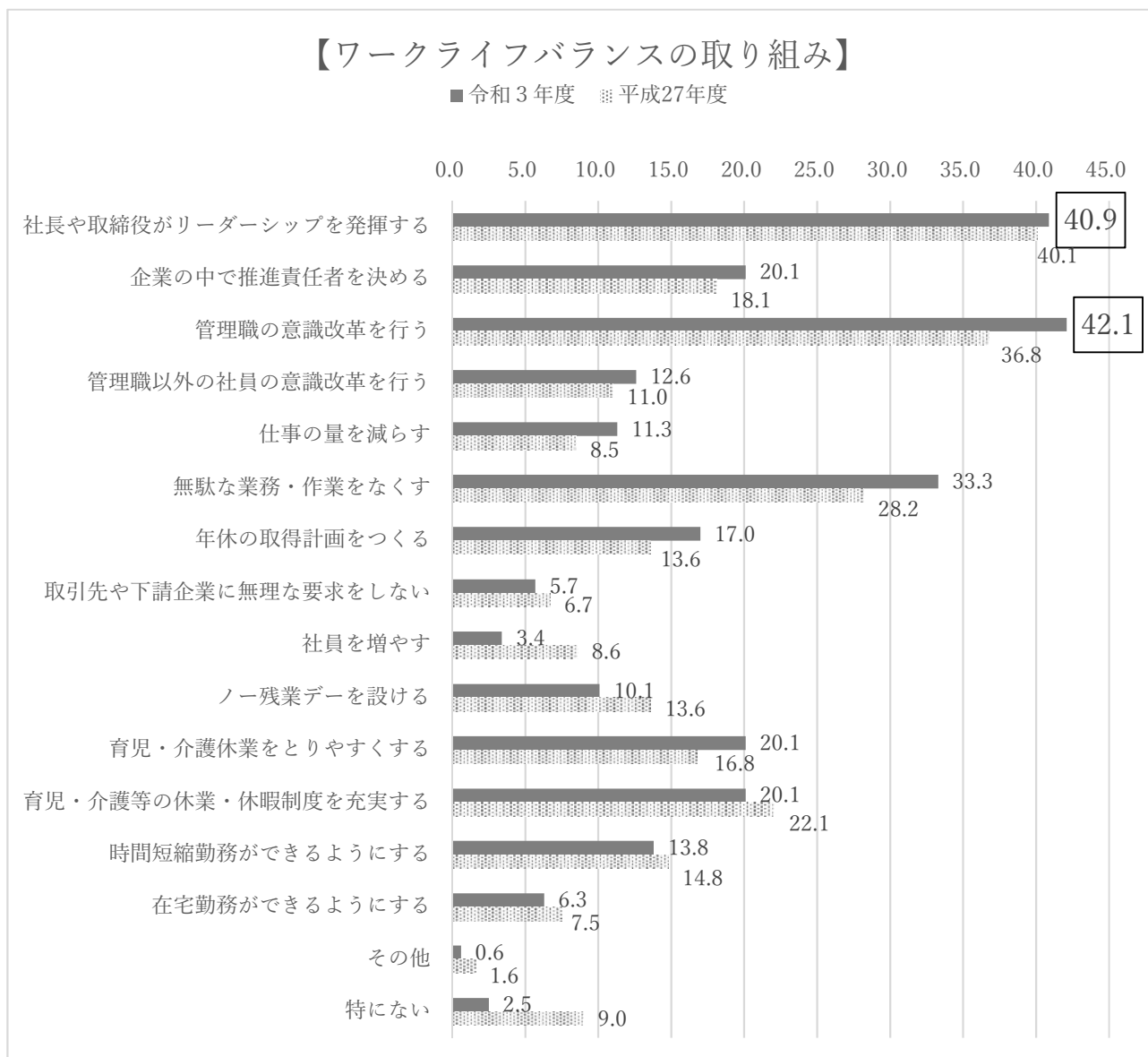


令和3年度に行った市政モニター調査において、仕事をしている人に対して「職場で男女の格差があると思うのは何ですか」と質問したところ、「男性が優遇されている」という回答が多いのは「人事における昇任」「給与・賃金」です。一方、「女性が優遇されている」という回答が多いのは「勤務時間」「仕事内容」ですが割合は1割以下です。依然として職場での男女格差が改善されていないようです。



令和3年度に行った市政モニター調査において、「ワーク・ライフ・バランスの取り組みとして、どのようなことを事業所に求めますか」と質問したところ、「管理職の意識改革を行う」の割合が42.1%と最も高く、次いで「社長や取締役がリーダーシップを発揮する」の割合が40.9%、「無駄な業務・作業をなくす」の割合が33.3%となっています。

性別で見ると、女性は男性と比べて「社長や取締役がリーダーシップを発揮する」「育児・介護休業をとりやすくする」「育児・介護等の休業・休暇制度を充実する」「時間短縮勤務ができるようにする」の割合が高く、男性は女性と比べて目立って多いものはありません。



以上から、高島市では女性が活躍するためには、「保育・介護・家事に対する家族の支援が十分ではない」「保育・介護の支援など公的サービスが十分ではない」の改善が望まれます。さらに事業所に対して職場での男女平等についての啓発活動が必要であるとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業をサポートすることが必要です。

## ●基本目標2における数値目標

指標	現況値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
「女性のリーダーを増やすことへの課題」の「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」と回答した人の割合（市民意識調査）（※1）	52.2%	40.0%

（※1）各種リーダーが性別によらず能力によって担当されるためには、その業務以外の家庭内における保育・介護・家事などが家族で分担され、特定の家族に負担がかからない必要があることから、そうした家庭の割合を高めるための目標



## 基本目標2

### 基本課題1 女性の活躍支援（重点課題）

女性が社会の一員として参画していくためには、政治的・経済的・社会的・文化的に力をもった存在になることが必要です。女性が自らの意識と能力を高め、一層活躍するための支援策として、学習機会や情報の提供などの環境整備に努めます。

#### 行政の取り組み

施策の方向	担当課
女性の活躍支援を目的としたフォーラムや講座を開催するとともに、女性の就労に役立つ情報の提供に努めます。	人権施策課
活力ある女性の人材に関する幅広い情報の収集・提供を行うとともに、女性があらゆる分野において活躍できるよう、学習の機会を提供します。また、女性団体の自主的な活動を支援し、団体の活性化を図ります。	社会教育課 働く女性の家
女性の起業を目的とした情報提供やセミナー等の開催に努めます。	商工振興課 働く女性の家
働き方に制約を受けやすい女性ができるよう、仕事と子育てが両立できる短時間勤務や在宅ワークなど、多様で柔軟な働き方を推進します。	総合戦略課 人権施策課
多様な職務機会の付与や能力・意欲向上のための研修へ積極的に参加させるとともに、活躍する先輩女性職員が歩んできた職務経験の事例や経験談の紹介を通じて、女性職員の意欲向上を図り、計画的な育成やキャリア形成支援に努めます。	人事課
審議会や行政委員の選考の際に人権施策課が男女共同参画の視点から確認し、女性委員の登用割合「50%」を目標に男女の偏りがなく、共に参画できることを目指します。	全部局 人権施策課

#### 市民や企業の取り組み

- 女性は男女共同参画に関する講演会やフォーラム、セミナーに積極的に参加・参画し、またグループ活動を通じてエンパワーメントに努めましょう
- 市の行事や市政等に関心を持ち、政策・方針決定の場に積極的に参加・参画しましょう
- 男性も女性のエンパワーメント支援ができるように努めましょう
- 301人以上を雇用する事業所（企業）では、女性活躍推進法で定める行動計画に基づき、女性の活躍に関する課題分析、情報の公表を行いましょう

## 基本目標2

### 基本課題2 雇用の分野における男女平等の推進

営業職に女性はほとんどいない、管理職は男性が大半を占めている、などの男女間格差や間接差別等を払拭し、すべての人が個性や能力を十分に発揮して、充実した職業生活が送れるように、事業所（企業）に対して男女平等な雇用条件を確保するための啓発を徹底するとともに、このような格差・差別を解消しようとする事業所（企業）の積極的な取り組みを推進します。

#### 行政の取り組み

施策の方向	担当課
労働者や市民に対して、広報やホームページなどさまざまな媒体を通じて労働の基本的権利などの周知・啓発を実施します。	商工振興課 人権施策課
男女平等な雇用条件を確保するため、男女共同参画に関する事業所意識調査結果や事業所訪問により問題点を洗い出し、事業所（企業）に対する効果的な啓発を実施します。	商工振興課
公務に期待される能力を有する多くの優秀な女性を幅広く採用できるよう、採用試験の女性受験者・合格者の拡大に向け、職務・職員の魅力等を伝えるための積極的な広報活動に努めます。	人事課

#### 市民や企業の取り組み

- 労働者の基本的権利について、広報やホームページ等を活用して学びましょう
- 事業所（企業）は、労働者の権利について熟知し、関連する法令を遵守しましょう
- 事業所（企業）は、女性の雇用等の方針などの情報公開に努めましょう
- 事業所（企業）は、女性を管理職に積極的に登用しましょう
- 事業所（企業）は、ポジティブ・アクションに対する理解を深め、実施しましょう
- 事業所（企業）は、ストレスマネジメントに対する理解を深め、実施しましょう

## 基本目標2

### 基本課題3 仕事と生活の両立を可能とする雇用環境の整備

すべての人が、仕事と生活を両立し、安心して子育てや介護ができるように、事業所(企業)に対して育児・介護休業制度の利用促進を図るとともに、市役所自体が仕事と生活が両立できる事業体のモデルとなるように各課が連携を図ります。

#### 行政の取り組み

施策の方向	担当課
妊娠・出産・看護・育児・介護に関する休暇制度や、多様な勤務形態のあり方が十分に周知・理解されていないことから、まずは周知を行い、育児や介護・看護に携わる職員も、そうでない職員も、みんなが協力し合える体制づくりに努めます。	人事課
企業に対し労働環境改善（託児所の整備等）について呼びかけを行い、仕事と生活の両立に向けての啓発を行います。	商工振興課 人権施策課

#### 市民や企業の取り組み

- 家族でワーク・ライフ・バランスについて話し合う機会を持ちましょう
- 自分の職場の雇用環境の整備について確認してみましょう
- 育児・介護休業制度等を十分に理解し、有効的に活用しましょう
- 子育てや介護を支援するサービスについて理解を深め、自分のライフスタイルに合ったサービスを有効に活用しましょう
- 女性に負担が集中することなく、家族みんなで協力して家事・子育て・介護などをしましょう
- 事業所（企業）は、すべての人が育児・介護休業制度を利用しやすい環境を整えましょう
- 事業所（企業）は、労働者が仕事と子育て・介護などの生活の両立が図れるように、労働時間の短縮やフレックスタイム就業制度などの充実に努めましょう

## 基本目標2

### 基本課題4 雇用・労働分野における就業環境の整備と 男女が共に担う働き方の確立（農林漁業・商工業・自営業・起業）

事業所(企業)・農林漁業関係組織・自営業者に対して、法制度等の周知・啓発や情報提供による労働条件の向上を図るとともに、女性が担っている役割への正当な評価や条件の向上を図ります。また、多様な働き方に対応した相談・指導、関連情報の提供に努めます。

#### 行政の取り組み

施策の方向	担当課
女性の農林漁業従事者や自営業者の実態やニーズを把握するために、男女共同参画に関する啓発・学習、情報交換の場の提供に努めます。	人権施策課
多様な働き方に対応した相談事業の充実を図ります。	働く女性の家
農業分野などにおいて女性が担っている役割への正当な評価と経済的地位の向上のため、家族経営協定締結の促進に努めます。	農業政策課
女性農業従事者等へ活躍しやすい場を提供することで、資質向上・地域社会への参画を推進します。	農業政策課

#### 市民や企業の取り組み

- 身近な慣行や行事などについて、男女共同参画の視点で見直しましょう
- 身近に潜む性別役割分担意識を見直すために、地域において学習の機会を持ち、それらの改善を検討しましょう
- 家族経営協定を結びましょう
- 労働者の基本的権利について、広報やホームページ等を活用して学びましょう
- 事業所（企業）は、労働者の権利について熟知し、関連する法令を遵守しましょう
- 新しい働き方に関する相談窓口や情報を有効に活用しましょう

## 基本目標3 男女の人権尊重と安心して暮らせる社会づくり

### 現状と課題

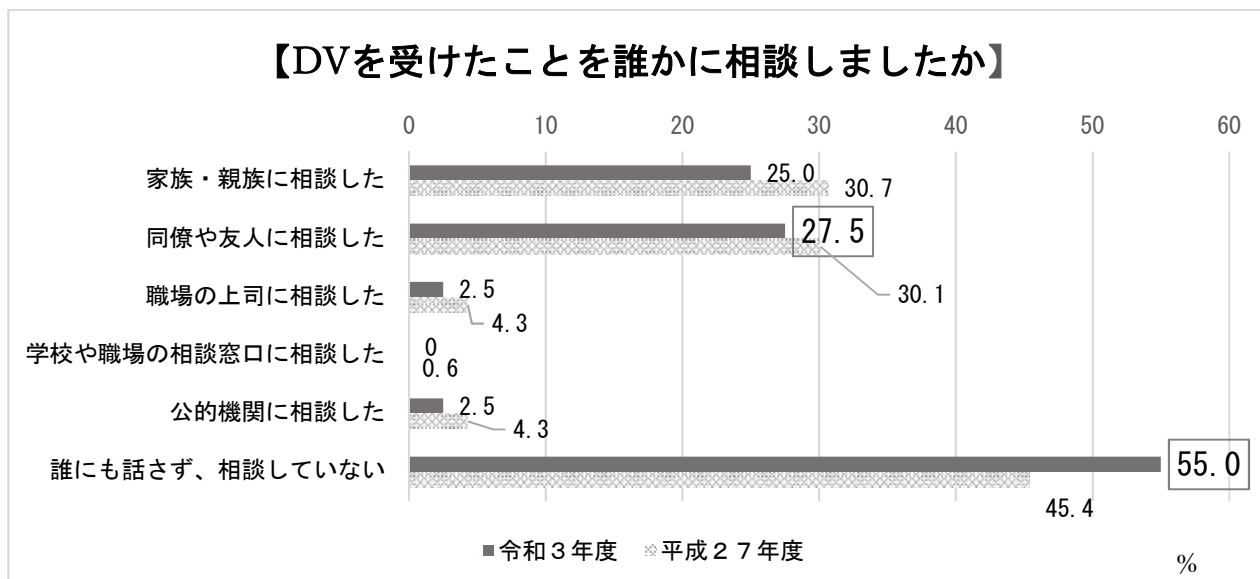
男女共同参画社会の基礎となる理念は人権の尊重です。しかしながら、男女間の暴力や虐待は、その対象となる人間の人権を侵害するものであり、男女共同参画の推進を阻む大きな問題となっています。また、長期の景気変動による雇用環境の悪化によって、様々な困難に直面する人々が増加しています。性別や年齢、障がいの有無等に関係なくすべての人々の人権が尊重され、健康かつ安心して暮らすことのできる社会づくりが、男女共同参画社会の実現につながる重要な取り組みとなっています。

令和3年度市政モニター調査によれば、配偶者や親しい異性（恋人）から何らかの暴力を受けたことのある人の割合は15.6%となっており、平成27年度調査と比較して5%減少しています。被害内容については「どなられたり、ののしられる」の割合が27.8%と最も高く、次いで「何を言っても長時間無視し続ける」の割合が16.7%となっています。

また、性別で見ると、女性は男性と比較して「身体的暴力をふるわれる」「誰に食べさせてもらっているんだ」と言うの割合が高くなっています。また男性は女性と比較して「受けたことがない」の割合が高くなっており、被害者に女性が多いことが分かります。

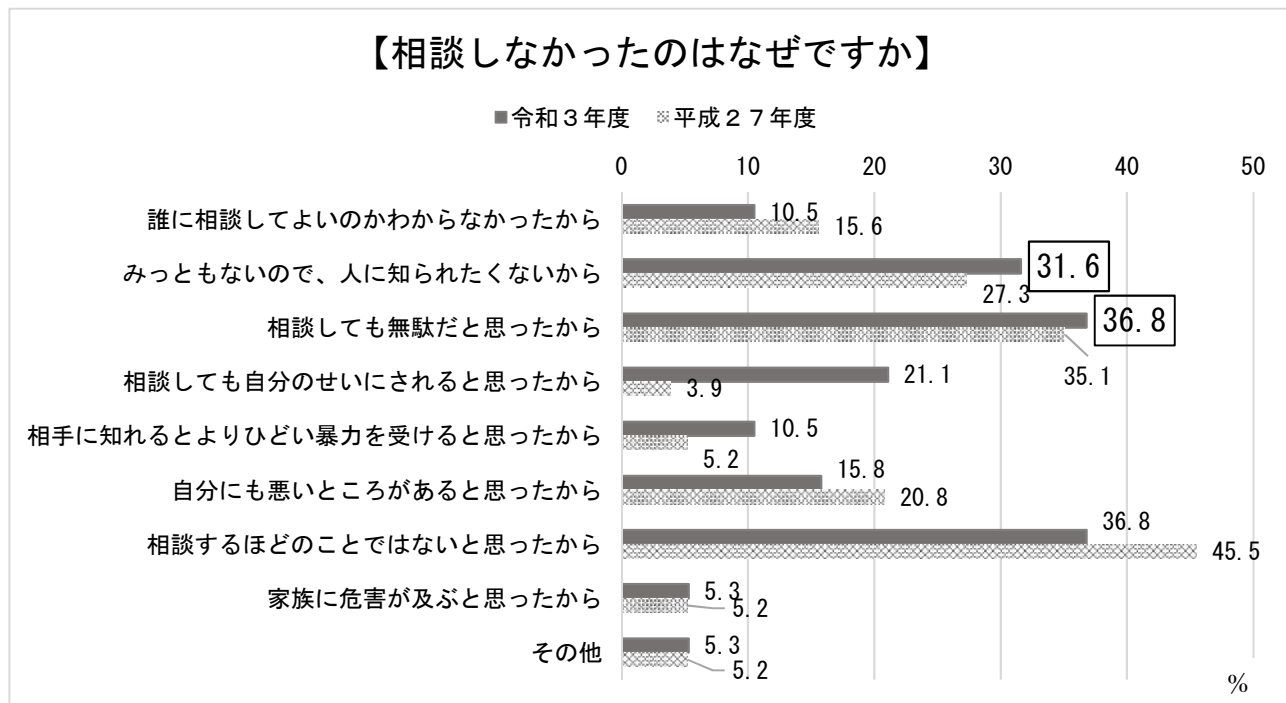
さらに被害者に「何らかの行為を受けたことについて、誰かに話したり、相談したりしましたか」との質問について、「誰にも話さず相談していない」の割合が55.0%と最も高く、次いで「同僚や友人に相談した」の割合が27.5%、「家族・親族に相談した」の割合が25.0%となっています。多くの被害者は依然として誰にも相談できておらず、公的機関もあまり利用されていないようです。

性別で見ると、女性は男性と比較して「家族・親族・同僚・友人」に相談している割合が高く、男性は女性と比較して「誰にも話さず相談していない」の割合が高くなっています。また男女ともに「公的機関に相談した」という割合が低く、「学校や職場の相談窓口相談した」人がいない状況です。

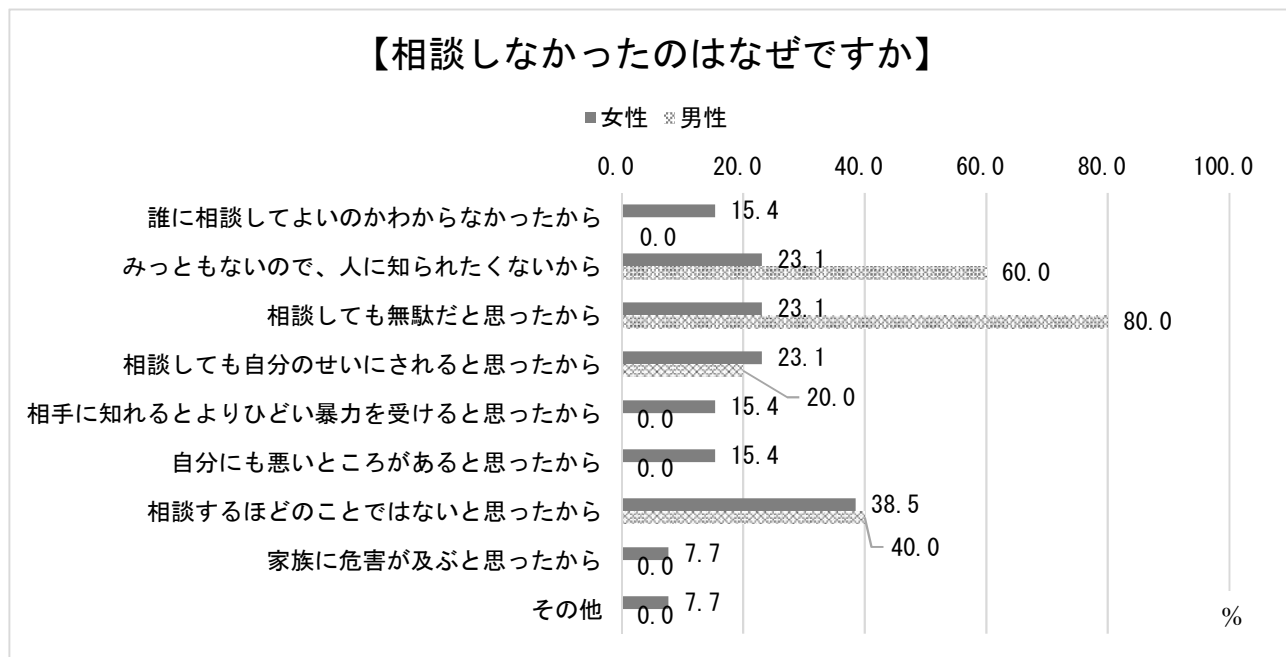


先ほどの質問で「誰にも話さず、相談していない」と回答した人に「相談しなかったのは、なぜですか」（複数回答可）と質問したところ、「相談しても無駄だと思った」「相談するほどのことではないと思った」の割合がともに36.8%、「みっともないので、他人に知られたくないと思った」の割合が31.6%となっています。

このことから被害者は依然として被害を過小評価し、相談しないことが伺えます。

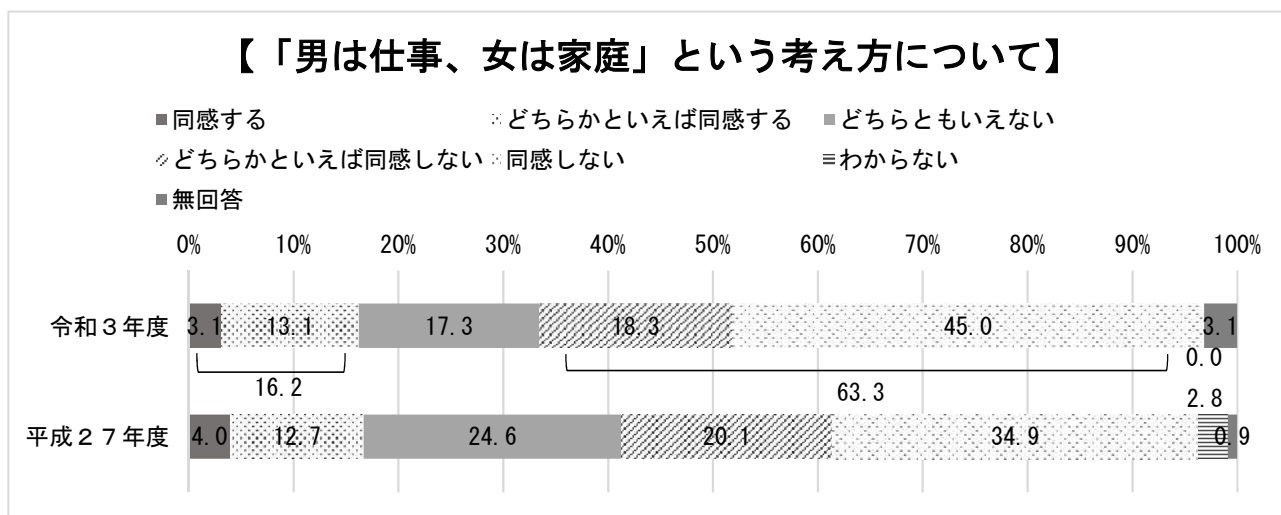


性別でみると、男性は女性と比較して「相談しても無駄だと思ったから」「みっともないので人に知られたくないから」の割合が高くなっており、男性の方が被害にあっていることを隠したい傾向にあるようです。



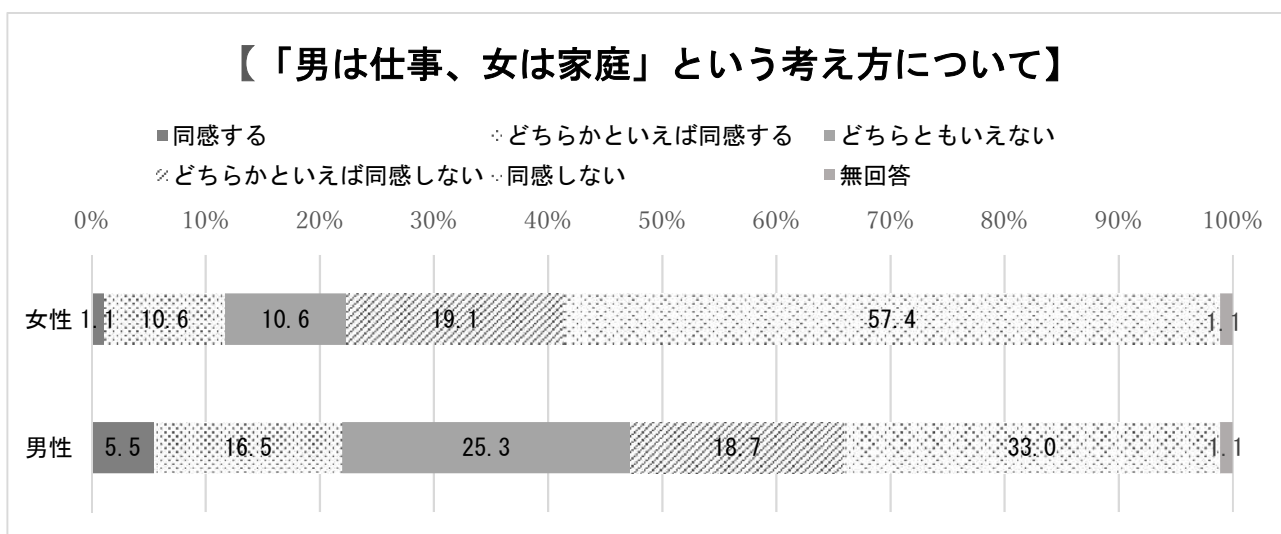
令和3年度市政モニター調査において、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どう思われますか」との質問について、「同感」と「どちらかといえば同感」をあわせた「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する人の割合は16.2%となっています。また「同感しない」「どちらかといえば同感しない」をあわせた「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合は、63.3%となっており、否定する人の割合が高くなっています。

平成27年度調査と比較すると、同感する人の割合が0.5%低く、同感しない人の割合が8.3%増えており、同感しない人の割合が確実に増えています。

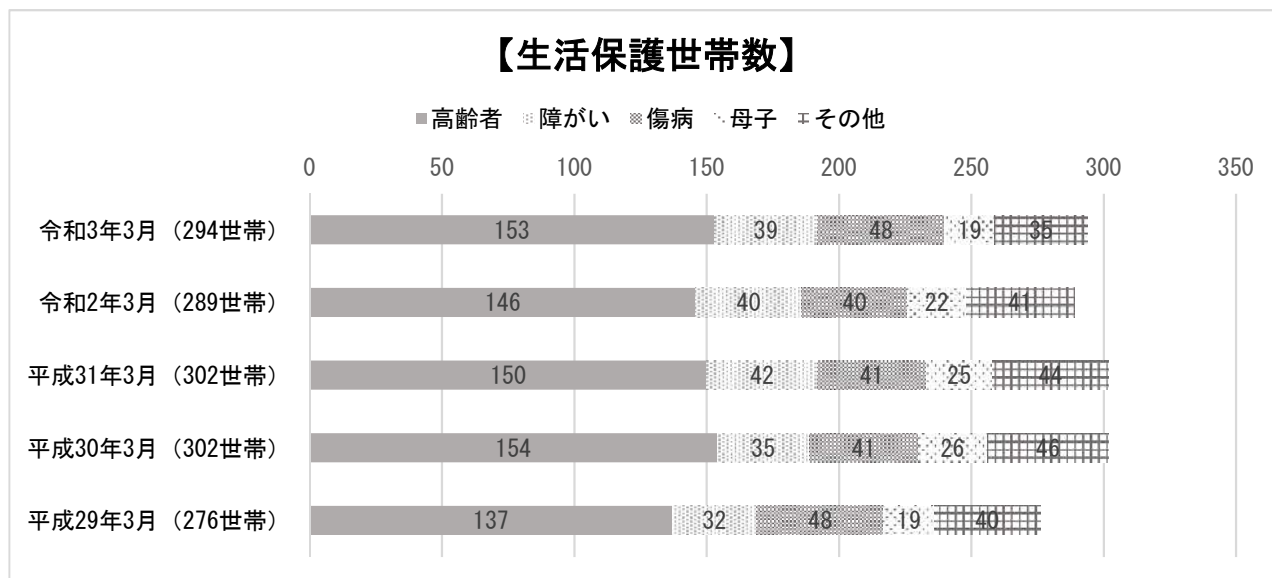


性別でみると、「女性」の方が同感しない割合が高く、「男性」の方が同感する割合が高くなっています。平成27年度調査では性別の差はなくなりましたが、令和3年度調査では「女性」と「男性」の「同感」「同感しない」に明らかな差が復活しています。

また、性別年代別でみると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する人の割合が、男女とも70歳以上で高く、高齢期の人で性別による固定的な性別役割分担意識が強い傾向にあることが伺えます。



生活保護関連資料によれば、令和3年3月末の生活保護世帯数は294世帯、保護率は14.33%となっており、平成30・31年に過去最高となり横ばい状態です。保護世帯別にみても高齢世帯や障がい世帯、母子世帯の保護世帯数は減少しておらず、様々な困難を抱える高齢の女性、障がいのある女性の問題は依然として解決していないことが推測されます。



以上から、男女のあらゆる暴力・虐待の根絶のためには、被害者が相談できる状況を形成することが急務であり、また暴力や虐待の根絶を含むすべての人の人権尊重のために、さまざまな教育・学習の機会を設け、特に固定的な性別役割分担意識に傾きがちな高齢者や次世代を担う子どもたちへの啓発や広報が必要とされています。また貧困世帯などの様々な困難を抱える高齢の女性、障がいのある女性の問題の解決が望まれています。



### ●基本目標3における数値目標

指標	現況値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
「DVを受けたことを誰かに相談したか」の「誰にも話さず相談していない」と回答した人の割合（市民意識調査）（※1）	55.0%	40.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方について同感しない人の割合（市民意識調査）（※2）	63.3%	70.0%
高校生対象のデートDV防止講座におけるアンケートで、デートDVを理解した（10点中8点以上を記入した）生徒の割合（※3）	75.3%	80.0%

（※1）DVをはじめとする虐待や暴力は被害者だけで解決することが困難であることから、相談機関等を活用する割合を高めるための目標

（※2）「現状と課題」の分析において、意識面における性別による固定的な役割分担の状況を確認するための指標となっている。実際の行動変化のためにまず各個人の性別役割分担意識が変化する必要があることから、これを高めるための目標

（※3）市内高校の生徒を対象として、DVの被害者も加害者も生み出さないために、恋愛関係のうちからお互いを尊重し合う関係の築き方を学ぶ講座の実施効果による目標

## 基本目標3

### 基本課題1 男女間のあらゆる暴力・虐待の根絶（重点課題）

DVやセクシュアル・ハラスメント、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待など「強者から弱者」への暴力は男女間や親子間、世代間等あらゆる間柄で生じています。これら暴力・虐待の根絶に向けて啓発活動や情報提供を実施し、「あらゆる暴力・虐待は人権侵害であり犯罪である」という認識の定着を図るとともに、暴力・虐待に対しての相談体制や被害者への支援体制の整備に努めます。

#### 行政の取り組み

施策の方向	担当課
職場や地域、家庭などにおいて、セクシュアル・ハラスメントに対する認識と理解を深めるための啓発活動を推進します。	人権施策課 人事課 商工振興課
DV、セクハラ、性自認・性的指向・性表現など、複雑化する悩みを相談できる女性の相談窓口では、専門の相談員が対応し、必要に応じて市の担当部局や専門機関への連携仲介を行います。	人権施策課
DVや児童虐待、児童売買春などにより女性や子どもの人権が侵されないよう、人権や関連する法律（「DV防止法」「ストーカー規制法」「児童虐待防止法」「児童買春・児童ポルノ禁止法」など）に関する学習会や講演会の開催、啓発資料の配布、イベントによる啓発など多様な学習機会を積極的に提供します。	人権施策課 子ども家庭相談課 社会教育課
DVについて、相談窓口との連携を図ります。	市民課
滋賀県人権相談ネットワーク協議会などの相談機関と連携し、DVなど人権侵害に対する相談支援体制の充実を図るとともに、相談窓口にかかる情報提供、広報に努めます。	人権施策課
DVの相談窓口の周知徹底を図るとともに、関係機関と連携しながら、DV被害者への支援を実施します。	人権施策課 子ども家庭相談課
高齢者を介護している家族等を支援するため、介護者の集いの動きを促進するとともに、男女共同参画の視点に立った家族介護教室の開催や市全域での家族介護の会の組織化に努めます。	地域包括支援課
高齢者・障がい者やその家族等に対する相談、高齢者・障がい者の権利擁護や高齢者虐待、障がい者虐待防止について啓発を行います。	地域包括支援課 障がい福祉課

施策の方向	担当課
乳幼児健診などの母子保健事業を通して育児支援を行うことで、児童虐待の予防や早期発見・対応に努めます。	健康推進課
未就園の子ども保護者が自宅で孤独な子育てに陥ることなく、仲間とふれあいながら楽しく子育てができるように、地域子育て支援センターや子育て親子つどいの広場事業等の充実に努めるとともに、本来の対象者が参加しやすい環境づくりに努めます。	子育て支援課
児童虐待の早期発見、早期対応に向け、関係機関との連携を強化し、通告義務や相談事業の周知、情報提供に努めます。	子育て支援課 子ども家庭相談課 学校教育課
要保護児童対策地域協議会の充実・関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止・再発防止・早期発見・迅速な支援に努めます。	子ども家庭相談課
子どもに対して、児童虐待や児童売買春などについての学習機会（CAPプログラム等）の提供など啓発活動を実施します。	子ども家庭相談課 学校教育課 少年センター
小中学校に児童虐待対応教員を配置し、虐待の早期発見、通告、関係機関との適切な連携を図ります。また、児童虐待防止に関する研修等を活用し、教職員の意識向上に努めるとともに、被害を受けている子が声を出せるよう児童自身が本来持っている力を発揮するための学習を行います。	学校教育課
暴力の根絶を目指すため、学校において、コミュニケーション能力の向上を大切な教育課題として幼いころから人と人との対等なかかわりを学び、暴力から身を守り、暴力を振るわないことを人権教育に位置付け、その推進に努めます。	学校教育課

## 市民や企業の取り組み

- DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー等の被害を受けた場合は一人で悩まず、相談機関などに相談しましょう
- 暴力や虐待は人権侵害であり、犯罪であるという認識を持ちましょう
- 配偶者やパートナー等から暴力を受けている方や虐待を受けている子ども、高齢者、障がい者がいることを知った場合、すみやかに関係機関に連絡しましょう
- 児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待には通告義務があることを認識しましょう
- 子育てや介護について、家族で話し合う機会を持ちましょう
- 事業所（企業）は、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに対する認識と理解を深めるための啓発活動を実施するとともに、相談窓口等の設置に努めましょう

### 基本目標3

## 基本課題2 生涯を通じた健康支援と予防の推進

男女がお互いの性について理解し、尊重することは、対等なパートナーシップの基礎となるものであり、また、いのちの誕生やそれを大切にすることの意識につながるため、性に関する啓発・正しい性教育の実施に努めます。また、男女が自分の身体について理解を深め自己管理ができるように心身に関する正しい知識や情報を提供し、ライフステージに応じた健康づくりの支援を実施します。

### 行政の取り組み

施策の方向	担当課
全ての男女が、ライフスタイルを踏まえた家族計画を考えられるよう、母子保健事業を通して情報提供を行います。	健康推進課
全ての男女に健診や各種がん検診の情報提供が適切に実施できるよう努めます。特に女性特有の検診（乳がん・子宮頸がん・骨粗しょう症検診）について啓発し受診勧奨を行います。また、健康教室や相談など健康づくりのサービスの拡充を図ります。	健康推進課
妊娠・出産・更年期を通して、女性の健康面での相談に応じるとともに、自己管理ができるよう健康づくりに関する情報提供に努めます。	健康推進課
情報交換や検討ができる体制を整備した上で、思春期の性や心と身体に関する相談窓口の充実と情報提供に努めます。	学校教育課
性教育や性虐待・性暴力等に関する指導内容・指導方法の検討を実施し、HIV/エイズや性感染症に関する正しい理解の浸透に努めるとともに、生徒の実態に応じた個別の指導に取り組みます。 また、性自認・性的指向・性表現に関する人権配慮について対応を検討します。	学校教育課 人権施策課

### 市民や企業の取り組み

- 自らの性と生殖に関する健康と権利について学習しましょう
- 各家庭において、男女がお互いに尊重する性教育をしましょう
- HIV/エイズや性感染症について、正確な知識を持ち、偏見をなくしましょう
- 妊娠・出産期の権利や保障のため、各種情報を積極的に活用しましょう
- 市民一人ひとりが自身の健康について認識し、それぞれのライフステージに応じた健康づくりに、積極的に取り組みましょう

## 基本目標3

### 基本課題3 男女共同参画の視点に立った教育・学習

人権尊重や男女平等意識の育成、性別役割分担意識やそれに基づく制度・慣習の払拭を図るため、多様な媒体や機会を通じた、具体的かつ継続的な広報・啓発活動を展開するとともに、市役所自体が男女共同参画のモデルとなるように、市役所職員の意識づくりも進めていきます。

#### 行政の取り組み

施策の方向	担当課
全市的な広報マニュアルを作成し、男性・女性に偏った表現（例：サラリーマン・OLなど）がされていないかの視点で、出版物やポスター等の表現および編集を推進します。	企画広報課
「より多くの市民に男女共同参画の必要性を知ってもらうこと」を目標に、市民の興味・関心が強い問題をテーマとした啓発・学習の機会創出に努めます。 また、開催にあたっては、市民との協働により様々な人の意見を取り入れられるような事業運営を心がけます。	人権施策課
男女共同参画を推進する中核施設「高島市働く女性の家」において、より多くの人々が「男女共同参画」のテーマに触れ、学習する機会を提供し、男女共同参画に取り組む市民グループの育成・支援を図ります。	人権施策課 働く女性の家
行政が事務局を務める団体のうち、構成員の大半が特定の性別である団体（例えば健康推進員や日赤奉仕団）において、その他の性別の人も加入されるように努めます。	健康推進課 社会福祉課
保育士等職員自らが男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めるため、研修等の取り組みを推進します。	子育て支援課
道徳の授業等を利用したジェンダー平等の教育を推進し、理解を深めます。	学校教育課

#### 市民や企業の取り組み

- 学校教育における男女平等教育を理解し、家庭の中で生かしましょう
- 家庭では、性別役割分担意識にとらわれず、個性を伸ばす子育てを心がけましょう
- 誰かに押し付けることなく、家族みんなで家事をしましょう
- 男女共同参画に関する講演会やフォーラム、イベントに積極的に参加しましょう
- 事業所（企業）は男女共同参画に関する啓発事業を積極的に行いましょう

## 基本目標3

### 基本課題4 子どもや高齢者に向けての啓発・広報

高齢化が進む高島市において、家庭や地域社会での男女共同参画を推進するには高齢者に対する啓発の機会の提供は欠かすことのできない課題となります。また、就学前教育から次代を担う子どもたちに対して、人権尊重や男女平等の意識醸成、一人ひとりの個性や能力を尊重し自立の意識を育む教育を推進します。

#### 行政の取り組み

施策の方向	担当課
母親の育児負担の軽減を図るため、第三者（他人）が手助けをすることについて、家族を含めた地域の人の理解が深まるよう啓発します。	人権施策課
高齢者の男女共同参画意識を高めるため、老人クラブ連合会に働きかけるとともに、性別に関係なく能力が発揮できるように支援します。	長寿介護課
関係職員が、保育・教育課程の内容や指導方法を改善し、研修会を開催することにより、男女共同参画社会の実現に向けた意識を高めるとともに、子どもたちの発達段階に応じた適切な学習機会を設けます。	子育て支援課 学校教育課
世代間交流や体験活動を通して、年齢や性別を問わず、協力して一定のことをやり遂げる体験を提供することにより、子どもや高齢者に対して男女共同参画の啓発を図ります。	子育て支援課
小学校や中学校における体験学習の内容を男女共同参画の視点も踏まえ検討し、将来的に多様な職業選択が可能となるよう、様々な分野の教育・学習機会を提供します。（キャリア（生き方）教育の推進）	学校教育課
スマートフォン等の通信機器の普及に伴い、子ども同士でのSNSを使った人権侵害、または子ども自身が危険に巻き込まれる環境を作らないように、家庭・学校・地域・行政が連携して、ネットの危険から子どもを守るための啓発や研修会を行います。	社会教育課 学校教育課

#### 市民や企業の取り組み

- 家庭では、子どものネット利用による人権侵害や危険に巻き込まれることがないように話し合ひましょう
- 家庭では、子どもたちがさまざまな職業選択が可能となるように話し合ひましょう
- 高齢者は男女共同参画に関する講演会やフォーラム、イベントに積極的に参加しましょう
- 高齢期の女性は行政の行うエンパワーメントに関する講座に積極的に参加しましょう

## 基本目標3

### 基本課題5 様々な困難を抱える人々への支援（重点課題）

高齢の女性・障がいのある女性、または生活困窮者などが、生涯を通じて働くことができ、働くことを通じて自己実現や経済的自立を図ることができるように、就業・再就職および起業に対する支援策の充実や関連する情報の提供に努めます。

#### 行政の取り組み

施策の方向	担当課
定年退職後も活力ある男女等の人材把握に努め、地域活動に参加するためのサポート等を行います。	働く女性の家
障がいのある方に対し、男女の分け隔てなく就労の支援に努めます。	障がい福祉課
高齢の女性が活躍できるよう、シルバー人材センターなどの関係機関と連携し、就労支援や働く場の確保に努めます。	長寿介護課
ひとり親家庭の自立のため、就労等の支援体制を充実します。	子ども家庭相談課
障がいのある女性等の就業機会の拡大や、従業員の働きやすい環境づくりの促進に努めます。	商工振興課
生活困窮者からの生活全般にかかる相談を受けて、その内容に応じた家計改善支援や、ハローワークや就労支援員と連携した就労支援、就労に向けた生活リズムの改善等の就労準備支援を行います。	社会福祉課 くらし連携支援室
貧困や虐待、困難な状況・居場所をなくし安易で無防備な出会いや薬物に心の安らぎを求めてしまう子ども・若者に対し、未然防止・相談・支援の立場からセーフティーネットを構築します。	あすくる高島

#### 市民や企業の取り組み

- 能力開発促進に関する講座等の学習機会を積極的に利用、活用しましょう
- 仕事についての意識を改め、高齢期の女性・障がいのある女性等、女性の就業に理解を示しましょう
- 事業所（企業）は、高齢期の女性・障がいのある女性等、女性を積極的に雇用し、ともに働きやすい社会を築きましょう
- 地域においては、様々な困難を抱える方が孤立しないよう見守りを行いましょ

## 基本目標 4 プランの推進体制の構築と連携の推進

### 現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、市民や事業所（企業）、地域団体、NPOなどが行政と対等なパートナーシップを形成することが必要です。また、高島市だけではなく滋賀県や県内市町や国の施策と協調した推進体制を形成することも必要です。

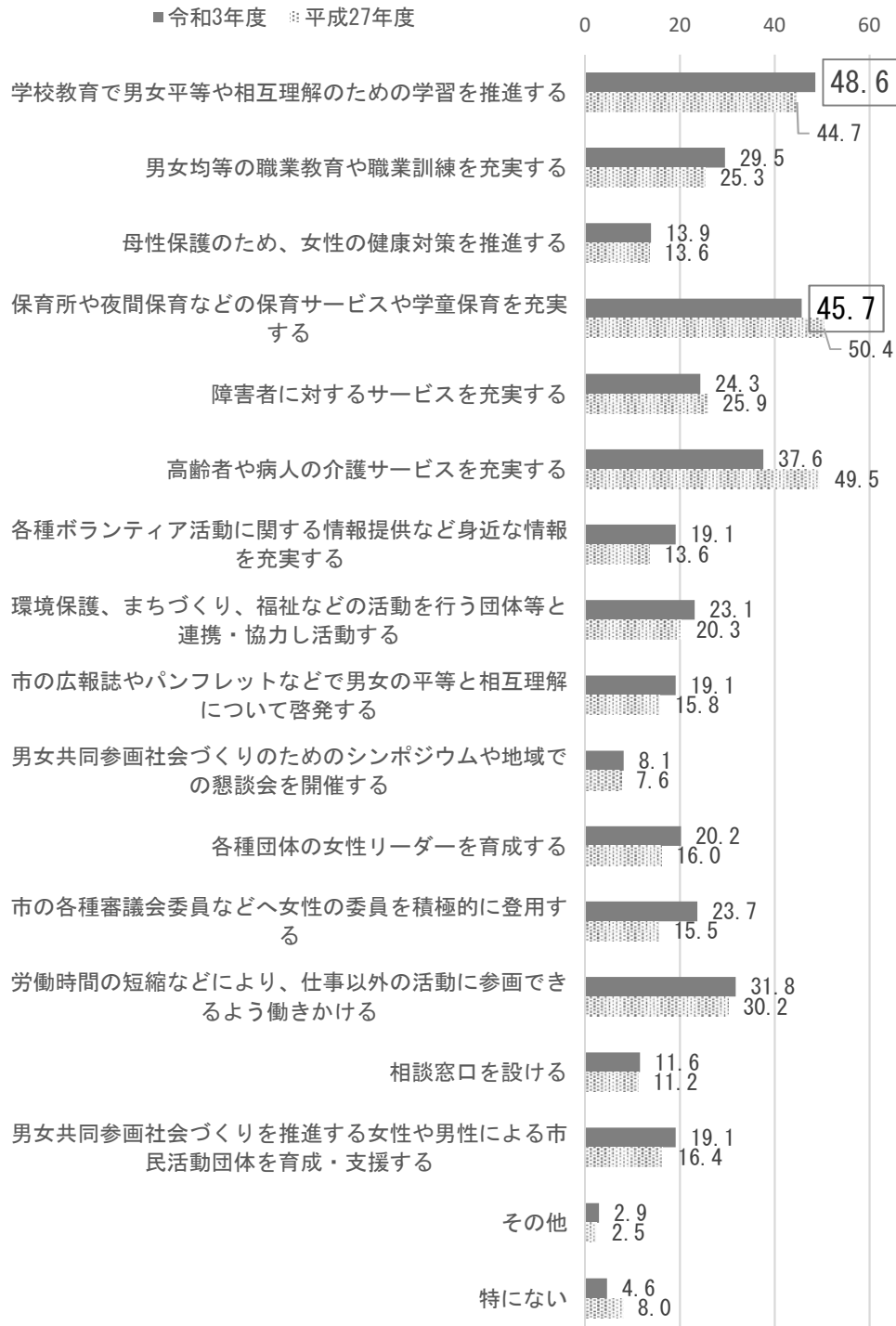
令和3年度に行った市政モニター調査において、「男女共同参画社会の実現に向けて行政はどのようなことに取り組むべきだと思いますか」との質問に対する回答では、「学校教育で男女平等や相互理解のための学習を推進する」の割合が48.6%と最も高く、次いで「保育所や夜間保育などの保育サービスの充実」の割合が45.7%、「高齢者や病人の介護サービスの充実」の割合が37.6%となっています。

また、平成27年度調査と比較すると「市の各種審議会委員などへ女性の委員を積極的に登用する」「各種団体の女性リーダーを育成する」の割合が高くなっています。

以上から、行政に期待することについては「学校教育で男女平等や相互理解のための学習を推進する」「保育所や夜間保育などの保育サービスの充実」「高齢者や病人の介護サービスの充実」の割合が高く、学校教育での学習や子育てや介護に対する支援の充実が必要とされるとともに、「各種団体の女性リーダーを育成」し「女性の委員を積極的に登用する」ことがパートナーシップの形成のために求められています。



## 【男女共同参画社会の実現に向けて行政が取り組むべきこと】



●基本目標 4 における数値目標

指標	現況値（令和 3 年度）	目標値（令和 8 年度）
高島市男女共同参画推進懇話会の委員のうち 30 代以下の委員の割合（※ 1）	7 %	1 4 %
国県や市民団体等と連携した男女共同参画事業の市内での開催回数（※ 2）	2 回	3 回

（※ 1）高島市男女共同参画推進懇話会を多様な世代で構成するために、これまで委員としての参画が少なく、また子育て世代でもある 30 代以下について、意識的に割合を高めるための目標

（※ 2）国や県、市民団体等と共催、後援等により協力した事業により連携を確認するための目標。

## 基本目標4

### 基本課題1 より多くの市民や事業所（企業）等との連携・市民同士の連携

男女共同参画社会の実現は、行政の取り組みだけで達成できるものではありません。とりわけ、市民一人ひとりが男女共同参画に理解を深め、事業所（企業）や地域団体、NPOなど地域のさまざまな主体が、それぞれの役割を担いながら、連携して取り組むことが、男女共同参画社会を実現するための大きな推進力となります。

地域社会や職場において、市民や事業所（企業）、地域団体、NPOなどが行政と対等なパートナーシップを形成し、それぞれの役割を明確にした取り組みを推進します。

また、団体・市民代表、学識経験者からなる「高島市男女共同参画推進懇話会」にて、プランの推進について調査・審議を行なうとともに、必要に応じて市長に対して意見を述べることで、プランの円滑な推進を図ります。

#### 行政の取り組み

施策の方向	担当課
高島市男女共同参画推進懇話会を開催し、プランの推進状況を外部委員に確認いただきます。	人権施策課
高島市男女共同参画推進懇話会の委員について、男女比率だけでなく、世代比率についても多様な構成となるようにします。	人権施策課
市民はもとより、事業所（企業）や地域団体、NPOへ男女共同参画推進に関する情報提供に努めます。	人権施策課

#### 市民や企業の取り組み

- 男女共同参画に関係する委員に積極的に手を挙げましょう

## 基本目標4

### 基本課題2 庁内における推進体制の整備・充実

本プランに基づいた施策は、広範・多岐にわたっており、より効果的かつ実効性を持ったものにするため、庁内の密接な連携や横断的な推進が必要不可欠となるため、全庁をあげた推進体制の整備・充実を図る必要があります。

また、各関係部局の所属長で構成する「男女共同参画推進会議」において、計画の実施について相互の調整を行い、総合的かつ効果的な計画の推進を図るとともに、各施策の進捗状況を把握し、その結果から、施策を実施するための条件整備等の必要性や、新たな施策の発展につなげる検討を行います。

#### 行政の取り組み

施策の方向	担当課
男女共同参画における行政の取り組み状況を庁内各課と連絡調整し取りまとめ、高島市男女共同参画推進懇話会へ報告します。	人権施策課
高島市男女共同参画推進懇話会の意見を市の各種施策に反映されるように、高島市男女共同参画推進会議に報告し、発展につなげる検討を行います。	人権施策課

## 基本目標4

### 基本課題3 国・滋賀県との連携

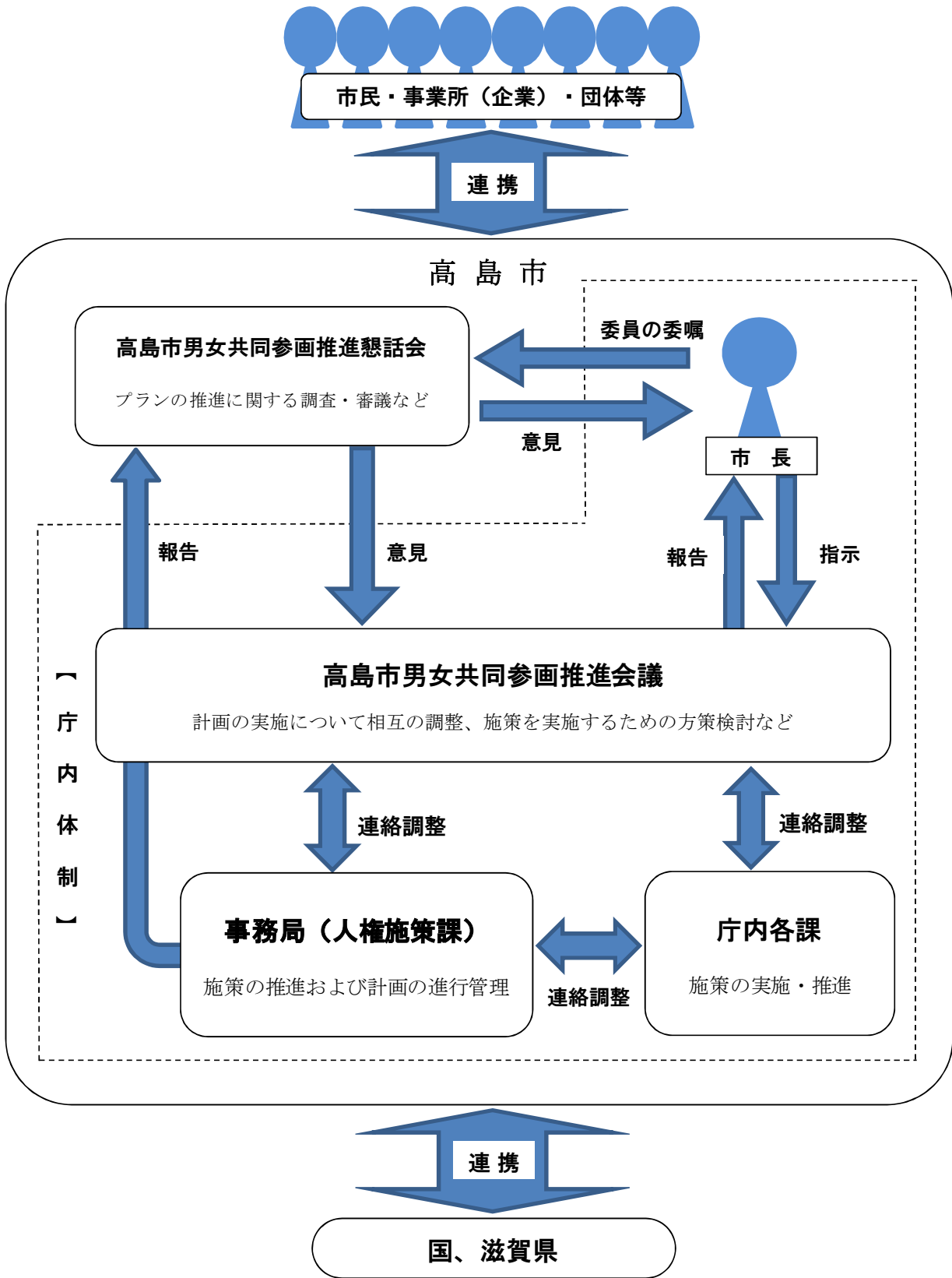
男女共同参画の施策は、広範囲・多岐にわたっており、労働分野や社会保障制度などのように、国・県の政策や制度に基づくものが多く、市独自で推進することができないものもいくつかあります。

高島市においては、国や滋賀県の動向を踏まえて、連携・協力を図りながら、本プランに掲げられた施策を推進していくとともに、国や滋賀県に対して男女共同参画社会の形成に向けた支援施策の拡充を働きかけます。

#### 行政の取り組み

施策の方向	担当課
国・県の制度改正や新たな施策について情報を収集し、広報・啓発に努めます。	人権施策課
国・県の男女共同参画の事業が市内で開催されるように積極的に働きかけます。	人権施策課

【推進体制イメージ】



# 資料編

## 1. プラン策定までの経過

### ○市政モニター制度による市民意識調査

- ・令和3年5月21日～6月21日 市政モニター制度による市民意識調査実施

有効回答票 190 件、回収率 41.9%

#### ●市政モニター

- ・市政や市民生活などに関してご意見やご提案をお寄せいただける方で、令和2年4月1日現在の項目のすべてに該当する方

(1) 年齢満 15 歳以上の方

(2) 高島市に住民登録のある方

(3) 次の事項に該当しない方

ア 国および地方公共団体の議会の議員

イ 高島市職員

ウ 同一世帯にモニターになる方がいる方

エ 継続して2期目のモニターになろうとする方

(令和元年度のモニターは、令和2・3年度のモニターにはなれません)

- ・登録者数 453 人

年齢、居住地域、性別等に著しい偏りがないよう無作為抽出した住民 4,000 人にモニター協力を依頼し、登録意思が確認できた方をモニター登録。

### ○男女共同参画推進懇話会

- ・令和3年10月25日 第1回懇話会開催

- ・市政モニター調査結果について

- ・第2次高島市男女共同参画プランの改訂について

(第1章、第2章、第3章(基本目標1)(基本目標2))

- ・ 令和3年12月6日 第2回懇話会開催
  - ・ 第2次高島市男女共同参画プランの改訂について  
(第3章(基本目標3)(基本目標4))



## 2. 高島市男女共同参画推進懇話会設置要綱

平成17年9月15日

告示第338号

改正 平成18年11月 2日告示第189号

平成19年 5月 1日告示第 84号

平成23年 7月 1日告示第137号

平成28年 4月 1日告示第122号

### (趣旨)

第1条 高島市における男女共同参画社会の実現に向けて、地域に根ざした総合的な施策を推進するために、高島市男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高島市男女共同参画プランの策定および改訂を行うために必要な事項の検討、審議および提言に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する課題およびそれらを解決するための方策の調査、研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成に関し、必要と認められる事項に関すること。

### (組織)

第3条 懇話会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) まちづくりに積極的に参加している者
- (2) 男女共同参画推進の活動等に積極的に参加している者
- (3) 一般公募による者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は補充できるものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長および副会長)

第5条 懇話会に会長および副会長を各々1名置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。
- 7 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(アドバイザーの設置)

第7条 市長は、高島市男女共同参画プランの策定および改訂を行うために必要な事項の検討、審議について助言を得るため、これらを大学等において専門的に研究している者をアドバイザーとして委嘱することができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市民生活部人権施策課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

付 則(平成18年11月2日告示第189号)

この告示は、平成18年11月2日から施行する。

改正文(平成19年5月1日告示第84号)抄

平成19年4月1日から適用する。

改正文(平成23年7月1日告示第137号)抄

平成23年7月1日から適用する。

改正文(平成28年4月1日告示第122号)抄

平成28年4月1日から適用する。

### 3. 第9期 高島市男女共同参画推進懇話会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属等
大東 貢生	佛教大学社会学部准教授
川口 あけみ	G-NETしが推進員
橋本 圭子	子育て支援グループ サンサン
前田 三雄	あずみの郷 管理者
川那部 祐史	しろふじ保育園 園長
水口 良子	みなくちファーム
森山 彩子	高島市働く女性の家 館長
和田 英幸	マキノ西小学校校長
内藤 えい子	高島市商工会女性部
白井 洋子	高島市人権擁護委員
西川 将平	高島青年会議所
栞原 勲	高島市男女共同参画推進協議会
八田 友味子	公募委員
貫井 亜紀	公募委員

(任期：令和3年8月1日～令和5年7月31日)

### 【あ行】

#### ■育児・介護休業制度

育児休業とは3歳未満の子を養育するための休業をいい、介護休業とは2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする家族を介護するための休業をいいます。いずれの休業も男女を問わず取得が可能であり、休業申し出や休業をしたことを理由とする解雇は禁止されています。

#### ■HIV/エイズ

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染してから、長い潜伏期間を経て発病するとエイズ（後天性免疫不全症候群）になります。エイズとは、生体の免疫機能が破壊されることによって起こる様々な病気の総称です。

#### ■M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山（アルファベットのMのような形）になることをいいます。

#### ■エンパワーメント

一人ひとりが、あらゆる状況などを変えていく力を身につけること。個人的生活について自分で判断し決定していく能力はもちろん、経済力、社会的な意思決定の場での発言力、政策決定への参画などさまざまな自己決定能力を身につけることを言います。

#### ■LGBT（エル・ジー・ビー・ティー）

女性同姓愛者（レズビアン：Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ：Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、性同一性障害を含む性別越境者など（トランスジェンダー：Transgender）の人々を意味し、これらの単語の頭文字を繋げて作られた語です。

### 【か行】

#### ■家族経営協定

農家の家族の間で労働条件や報酬などを文書で取り決め、第三者の立会いで調印します。これにより、家族（主として夫と妻）の共同経営者としての地位や役割が明確になり、近代的農業経営が確立されます。

#### ■家庭的責任を有する労働者条約（ILO156号条約）

昭和56(1981)年の国際労働機関（ILO）総会で採択された「家庭的責任を有する男女労働者の機会および待遇の均等に関する条約」のことを言い、平成7(1995)年6月に日本も批准し、平成10(1998)年6月に発効となりました。主な内容は、男女にかかわらず、育児や介護などを必要とする近親家族に対する責任（家庭的責任）を担うすべての労働者が差別されることなく働き、職業生活と家庭生活のバランスが図れるよう施策を行うとともに、雇用条件や社会保障などにおいて家庭的責任を担う労働者のニーズが反映された措置を講じることを目的としています。

## ■間接差別

一見、性に中立的な基準であっても、実態において性に偏りがあるため、両性間に不平等をもたらすものを言います。

## ■高齢者虐待

養護者（家族など高齢者を現に養護する人）や養介護施設・養介護事業等の従事者などによる高齢者（65歳以上で、介護を要しない者も含む）に対する虐待行為のことで、

虐待は、

- 1) 身体的虐待
- 2) ネグレクト(著しい減食・放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置)
- 3) 心理的虐待
- 4) 性的虐待
- 5) 経済的虐待(高齢者の財産を不当に処分したり、不当に財産上の利益を得ることで、親族による行為も該当)

の5つがあります。

平成18年(2006)4月1日に施行された高齢者虐待防止法(正式名称「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」)は、国と地方公共団体、国民の責務、被虐待高齢者の保護措置、養護者への相談・指導・助言などの支援措置を定め、施策の促進と権利擁護を目的としています。虐待を発見した者は市町村に速やかに通報する努力義務があります。

## 【さ行】

### ■ジェンダー

生まれる前に決定される生物学的な性の違い(セックス)に対して、出生後に周囲と関わりながら育つ中でこうあるべきだとして身についた性差観念を「ジェンダー(社会的・文化的な性)」と言います。日常生活の中で期待される「男らしさ、女らしさ」、「男は仕事、女は家庭」などの性別役割分担意識もこのジェンダーの一部といわれています。

### ■児童虐待防止法

(「児童虐待の防止等に関する法律」平成12(2000)年11月施行)

近年、児童虐待に対して社会的な関心の高まりがみられるようになり、社会全体で対応する必要があるという認識から制定されました。この法律は「何人も、児童に対する虐待をしてはならない」とし、「児童虐待」を「保護者が、満18歳未満の児童に対して(1)身体的な暴力(2)わいせつな行為(3)著しい食事制限や長時間の放置(4)心理的に傷つける言動」と定義しています。虐待を行った保護者は、指導が必要と判断された場合、児童福祉士等からカウンセリングなどの指導を受けることが義務付けられています。

### ■児童買春・児童ポルノ禁止法

(「児童買春児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」平成11(1999)年11月施行)

この法律の目的は児童買春、児童ポルノに関する大人側の行為を処罰するとともに、これらの行為等によって、心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置を定めることで、「児童の権利」を守ります。

## ■障がい者虐待

養護者(家族など障がい者を現に養護する人)や障がい者福祉施設等の従事者などによる障がい者(身体・知的・精神障がいその他の心身の機能の障がいがある者)に対する虐待行為のことで、

虐待は、

- 1) 身体的虐待
- 2) ネグレクト(著しい減食・放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置)
- 3) 心理的虐待
- 4) 性的虐待
- 5) 経済的虐待(障がい者の財産を不当に処分したり、不当に財産上の利益を得ることで、親族による行為も該当)

の5つがあります。

平成24年(2012)10月1日に施行された障害者虐待防止法(正式名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」)は、国と地方公共団体、国民の責務、被虐待障がい者の保護措置、養護者への相談・指導・助言などの支援措置を定め、施策の促進と権利擁護を目的としています。虐待を発見した者は市町村に速やかに通報する義務があります。

## ■女性差別撤廃条約

あらゆる分野における女性の権利を詳細に保障した条約です。国連の婦人の地位委員会が6年かけて起草し、昭和54(1979)年の国連総会で採択され、昭和56(1981)年に発効しました。昭和51(1976)年からの「国連婦人の10年」の成果の1つです。この条約は、人類の発展、平和が真の男女平等実現のうえに初めて招来されること、性による役割分担論の克服、などを条約採択の動機として掲げています。また、女性差別は、既婚・未婚を問わず、性に基づく区別や除外、制約であって、いかなる分野においても男女の平等を基礎とする、と定義されました。

日本は、昭和60(1985)年にこの条約を批准しています。この条約を受けて、その後、男女雇用機会均等法、育児休業法などの法律が制定されることになりました。

## ■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために制定された法律(平成28年4月1日施行、10年間の時限立法)です。国・地方公共団体、301人以上の大企業は、①自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、②その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、③自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければなりません(300人以下の中小企業は努力義務)。また、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組が優良な企業については、申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。

## ■ストーカー規制法

(「ストーカー行為等の規制等に関する法律」平成12(2000)年11月施行)

ストーカー行為とは、つきまとい、面会や交際の要求、電話やファクシミリの送信、性的ないやがらせなど、相手に不安感を与えるような行為を反復して行うことをいいます。この法律ができたことによって、被害者からの相談があれば警察は勧告を、従わない場合は都道府県公安委員会が禁止命令を出せます。また、裁判でストーカー行為と認められれば罰則が適用されます。

## ■ストレスマネジメント

ストレスを阻止するための対応策を意味し、刺激、環境を調節するものから、ストレスに対する認知に働きかけるもの、ストレス対処法などさまざまなものがあります。

## ■性的マイノリティ

先天的に身体上の性別が不明瞭な人、身体上の性別に違和感を持つ人、性的な意識が同性や両性に向かう人などを指します。

具体的には、インターセクシュアル(医学的には「性分化疾患」)、トランスジェンダーリスト(「性同一性障害」を含む)、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルなどがあります。さらに性的マジョリティをも含む表現として性指向(Sexual Orientation)、性自認(Gender Identity)、性表現(Gender Expression)の頭文字からソジ・ソギ(SOGI、SOGIE)も使用されています。

## ■性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というふうに、性別によって固定的に役割を分ける考え方です。この考え方は個人の生き方を性によって狭めるものとして問題視され、女性問題解決のための課題とされています。

## ■セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

相手方の意に反したり、また、他の者を不快にさせる性的な、あるいは性差別的な性質の言動をいい、それにより勉学・課外活動・研究・就労を遂行する上で一定の不利益を与えたり、環境を著しく悪化させることを意味します。特に、職務上または研究・教育上の優位な地位や力関係を利用して行われる場合が多くあります。また、優位な地位や力関係が働かない場面においても起こり得るものです。

セクシュアル・ハラスメントは、男性から女性に対してなされる場合がほとんどですが、女性から男性への場合、あるいは同性間でも問題となります。

## 【た行】

### ■男女共同参画社会基本法

(平成11(1999)年6月施行)

個人の尊重と性差別の撤廃を基本に、男女が共に対等なパートナーとして家庭生活や社会活動などあらゆる分野で責任を分かち合うことを定めた法律です。「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「政策への立案及び決定への共同参画」「国際的協調」の5つを基本理念に据え、国や地方自治体そして国民一人ひとりの果たすべき役割と責任を求めています。

### ■男女共同参画基本計画

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、平成12(2000)年12月12日に閣議決定されました。平成12(2000)年策定後の国内外のさまざまな状況の変化に伴い、これまでの男女共同参画に関する取り組みを評価・総括し、平成17(2005)年「男女共同参画計画(第2次)」が策定され、平成22年7月には実効性のあるアクション・プランとして「男女共同参画計画(第3次)」が策定されました。

### ■男女雇用機会均等法

(「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」昭和61(1986)年施行)  
男女の雇用における均等な機会および待遇の確保を目的とする法律です。募集・採用・配置・昇進については事業主に機会均等への努力義務を課し、定年・退職・解雇については差別的取り扱いを禁止しています。

平成9(1997)年の改正時における主な改正点は、

- 1) 「募集・採用・配置・昇進・教育訓練」については、「努力義務」あるいは「一部禁止」だったものが「禁止」になりました。
- 2) 機会均等調停委員会での紛争調停は、双方の同意が必要だったものが、女性労働者などの一方の申請だけで受けられるようになりました。
- 3) 企業が行うポジティブ・アクション(積極的格差是正)に対しては国が援助をすることになりました。
- 4) セクシュアル・ハラスメントに対して事業主に配慮義務が課せられました。

#### ■DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者やパートナーなど親しい関係の男女間でおこる暴力のことです。

暴力は、

- 1) 殴る、蹴るなどの身体的暴力
  - 2) ことばで傷つける、無視、脅迫等による精神的暴力
  - 3) 経済力を奪う経済的暴力
  - 4) 社会的に隔離したり行動を管理・制限したりする社会的暴力
  - 5) 意に反するあるいは屈辱的な性関係の強要・避妊に協力しない等の性的暴力
  - 6) 暴力を子どもに見せる、あるいはその逆など、子どもを利用した暴力
- など、多様な形態をとります。

#### ■DV防止法

(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」平成14(2002)年4月施行)

ドメスティック・バイオレンスの防止を目的として制定された法律です。この法律ができたことにより、これまでに「夫婦げんか」として見過ごされてきた家庭内での暴力が、公式に「犯罪」と認められることになりました。配偶者(事実婚を含む)から暴力を受けた場合、被害者は「配偶者暴力相談支援センター」、「警察」、「地方裁判所」にそれぞれ相談、通報、保護命令申し立てなどを行うことができます。

また、平成20(2008)年1月には改正DV防止法が施行されました。改正DV防止法では、(1)保護命令制度の拡充 (2)市町村の責務の拡大 (3)配偶者暴力相談支援センターの業務の拡大が新たに加わりました。

#### 【は行】

##### ■ポジティブ・アクション

積極的格差是正措置とも言い、社会の様々な分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを意味します。







高島市

## 第2次高島市男女共同参画プラン (改訂版)

令和4(2022)年3月発行

発行 高島市 市民生活部 人権施策課

〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑 565 番地

TEL 0740-25-8524 (直通)